

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年6月30日
【事業年度】	第47期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
【会社名】	株式会社アイビー化粧品
【英訳名】	IVY COSMETICS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白銀 浩二
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂六丁目18番3号
【電話番号】	03(3568)5151(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 田島 正和
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂六丁目18番3号
【電話番号】	03(3568)5151(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 田島 正和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
売上高 (千円)	5,624,341	-	-	-	-
経常利益 (千円)	141,953	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	88,128	-	-	-	-
包括利益 (千円)	91,142	-	-	-	-
純資産額 (千円)	1,646,555	-	-	-	-
総資産額 (千円)	7,095,279	-	-	-	-
1株当たり純資産額 (円)	428.09	-	-	-	-
1株当たり当期純損失() (円)	22.91	-	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	23.2	-	-	-	-
自己資本利益率 (%)	4.2	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,127,217	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	81,950	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,153,795	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	163,899	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	179 (38)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 第43期の「1株当たり純資産額」の算定上、従業員向け株式交付信託及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 第43期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第43期の株価収益率は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は、平成30年9月に連結子会社であった株式会社アイプラティナの清算手続きを終結し、連結子会社が存在しなくなったため、第44期、第45期、第46期及び第47期は連結財務諸表を作成しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
売上高 (千円)	5,624,341	3,335,542	3,832,236	3,426,764	3,534,133
経常利益又は経常損失 (千円)	158,496	1,035,736	24,982	6,703	81,713
当期純利益又は当期純損失 (千円)	57,875	1,036,506	45,906	23,228	40,375
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	804,200	1,304,200	1,304,200	1,304,200	1,304,200
発行済株式総数 (千株)	5,104	5,604	5,604	5,604	5,604
純資産額 (千円)	1,783,500	1,395,719	1,501,513	1,513,299	2,267,369
総資産額 (千円)	7,183,097	5,653,778	4,871,463	4,715,749	4,352,439
1株当たり純資産額 (円)	463.69	102.70	129.87	131.20	261.39
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	150.00 (50.00)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	15.05	271.25	4.12	13.74	2.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	2.32
自己資本比率 (%)	24.8	24.7	30.8	32.0	51.9
自己資本利益率 (%)	2.7	65.2	3.2	1.5	2.1
株価収益率 (倍)	231.23	-	174.76	-	230.04
配当性向 (%)	996.9	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	528,706	34,927	427,020	107,064
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	61,373	23,664	330,370	63,303
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	105,709	873,395	693,392	59,710
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	859,756	44,745	113,430	129,384
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	179 (38)	172 (28)	142 (23)	135 (20)	136 (20)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	40.3 (115.9)	13.6 (110.0)	9.7 (99.6)	8.5 (141.5)	7.6 (144.3)
最高株価 (円)	11,570	3,680	1,537	937	1,719
最低株価 (円)	3,460	840	502	502	520

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、該当事項はありません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
 3. 第44期、第45期、第46期及び第47期の1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、A種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。1株当たり純資産額は、A種優先株式に係る資本金及び資本剰余金を控除し算定しております。
 4. 「1株当たり純資産額」の算定上、従業員向け株式交付信託及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
 5. 第43期及び第45期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第44期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第46期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 6. 第44期及び第46期の株価収益率及び配当性向は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 7. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2【沿革】

年月	沿革内容
昭和50年12月	設立
昭和52年10月	株式会社白銀を株式会社アイビー化粧品に商号変更 化粧品の製造販売を開始
昭和52年12月	本社を東京都港区赤坂二丁目5番3号に移転
昭和53年10月	「アイビーニュース」を創刊
昭和59年4月	本社を東京都港区赤坂六丁目18番3号に移転
昭和60年11月	保湿効果の高い美容液「リンクル ローション」を発売
平成元年7月	山梨県南都留郡忍野村に「富士研修センター」を開設
平成4年7月	埼玉県児玉郡美里町に「美里工場・開発研究所」を開設
平成8年4月	日本証券業協会(現・東証JASDAQ)に株式を公開
平成9年3月	埼玉県児玉郡美里町に「美里物流センター」を開設
平成12年10月	大阪市都島区に「関西物流センター」を設置
平成13年4月	「ISO9001」認証取得
平成23年11月	エイジングケア「アイビーコスモス Wエマルション クリーム<乳液・クリーム>」を発売
平成24年10月	岡山県岡山市に「岡山研修センター」を開設
平成24年11月	エイジングケア「アイビーコスモス エンリッチ ローション<化粧水>」を発売
平成25年1月	埼玉版ウーマノミクスプロジェクト「多様な働き方実践企業」認定制度において、美里工場・開発研究所が最高ランクのプラチナ企業認定証を受賞
平成25年7月	オレンジリボン運動支援を開始(子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動)
平成27年4月	「老化防止用皮膚外用剤」の特許を取得
平成27年6月	保湿ケア「ラ ベーシック」シリーズを発売
平成28年4月	アイビーコスモス Wエマルション クリーム モンドセレクション2016 金賞受賞 アイビーコスモス エンリッチ ローション モンドセレクション2016 銀賞受賞
平成28年9月	浸透 美活液「レッドパワー セラム」を発売 角質層まで。
平成29年2月	エイジングケア「アイビー プレステージ」シリーズを発売 共通洗顔「ディープパス QD」シリーズ(医薬部外品)を発売 共通洗顔「ディープパス」シリーズを発売
平成29年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2017 金賞受賞 アイビー プレステージ クリーム モンドセレクション2017 金賞受賞 アイビー プレステージ ローション モンドセレクション2017 銀賞受賞
平成30年2月	浸透 美活液「ホワイトパワー セラム」を発売 角質層まで。
平成30年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2018 金賞受賞 ホワイトパワー セラム モンドセレクション2018 金賞受賞
平成30年7月	「シルクフィブロイン水溶液、及びその製造方法」の特許を取得(国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構と共同研究)
平成31年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2019 金賞受賞 ホワイトパワー セラム モンドセレクション2019 金賞受賞
令和元年8月	「添加剤」(黒ニンジン搾汁液または粉末を含有する皮膚化粧品)の特許を取得
令和元年12月	ボディケアシリーズ「ガーランド」を発売
令和2年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2020 金賞受賞 ホワイトパワー セラム モンドセレクション2020 金賞受賞
令和2年6月	ヘアケアシリーズ「ヘアプライマリー」を発売
令和2年7月	美容器「アイビー ビューティ パートナー」を発売 「線維芽細胞の増殖促進剤」の特許を取得
令和3年2月	メイクアップ「チュリエ」シリーズを発売
令和3年3月	連続式電解水生成器「クレイオン」を発売
令和3年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2021 金賞受賞 ホワイトパワー セラム モンドセレクション2021 金賞受賞
令和3年8月	「PDK1の活性化抑制剤」の特許を取得
令和3年10月	エイジングスキンケアシリーズ「アイビーコスモス」を発売
令和3年11月	「頭皮外用剤と活性酸素消去作用とカルボニルタンパク生成抑制作用を制御する方法」の特許を取得
令和4年2月	「JAK阻害剤(ゲンノショウコ)」の特許取得
令和4年3月	「JAK阻害剤(ワレモコウ)」の特許取得

年月	沿革内容
令和4年4月	新市場区分「スタンダード市場」へ移行

3【事業の内容】

当社は、化粧品および医薬部外品の製造販売を主な事業としております。

なお、当社は訪問販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

訪問販売化粧品事業

当社では、全国にある246社（令和4年3月末現在）の販売会社と販売契約を結んでおります。当社は、主に化粧品及び医薬部外品、美容補助商品、化粧雑貨品等の開発、製造及び販売を行うとともに、訪問販売を行う販売組織に対する販売支援活動を行っております。当社と販売会社との間には、資本関係及び人的関係はありませんが、企業理念と製品により強く結びついており、非常に強固な信頼関係で結ばれております。販売会社には、営業所、BM（ビューティマネージャー＝販売員）、IM（アイビーメイツ＝会員）が所属しております。当社は、販売会社に対して販売インセンティブとして、「販社リファンド」及び「経営指導料」等のキャッシュバックを行うことにより、販売組織のモチベーションを高め、売上達成への目標を共有化しております。

なお、顧客への販売は販売会社の役割となっているため、当社の出荷先は原則として販売会社となっており、当社の売上高は販売会社等へ出荷した金額であります。

〔製品の概要〕

スキンケア

当社の主力製品カテゴリーのスキンケアは、主に基幹スキンケアシリーズと、美容液を主とするスペシャルケアなどにより構成されています。

基幹スキンケアシリーズは、主力シリーズとして「アイビー プレステージ」「アイビーコスモス（令和3年10月度発売）」「ラ ベーシック」「リ ホワイト」（医薬部外品）、「ディープパス」「ディープパス QD」（医薬部外品）などがあり、各シリーズはクレンジング、洗顔料、化粧水、乳液・クリーム、パックなどのアイテムあるいはその一部で構成されています。なお、機能別の出荷数量・金額は比較的安定しております。

一方、美容液を主とするスペシャルケアは、浸透美活液「レッドパワー セラム」「ホワイトパワー セラム」（医薬部外品）などがあります。これらの製品群は強化製品として位置付けております。そのため、スペシャルケアは新製品発売や販売組織の流通在庫の影響を受けやすく、季節により売上高の変動が大きいという特徴があります。

メイクアップ

「チュリエ」シリーズを販売しており、主にファンデーション、リップカラー、アイカラー、アイライナーなどがあり、当社は特にファンデーションなどのベースメイクに強いという特徴があります。

ヘアケア

「ヘアプライマリー」シリーズなどを販売しており、主にシャンプー、トリートメント、ヘアクリーム、ヘアカラー、育毛剤などがあります。

その他化粧品

男性用化粧品「メンズワン」や、ハンドクリームなどがあります。

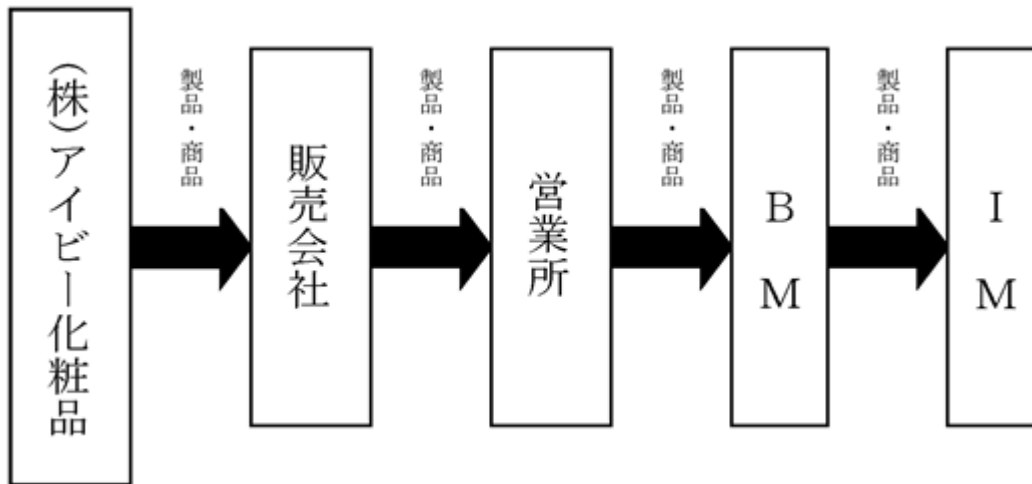
美容補助商品

家庭用複合美容器「アイビー ビューティ パートナー」、連続式電解水生成器「キレイオン」をはじめ、ビューティサポート、ヘルシーサポート、スタイルサポートの体系からなる健康食品などがあります。

化粧雑貨品等

「化粧雑貨品等」は、化粧用具のほか、「アイビーニュース」（有償分）などがあります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次の通りであります。



(注) BM : Beauty Manager (ビューティマネージャー)
IM : IVY Mates (アイビーメイツ)

4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社白銀社	東京都 港区	1	有価証券の売買及び保有	被所有 13.4% [2.6%]	役員の兼任

(注) 1. 株式会社白銀社は、普通株式6,624百株のほかに、第一回A種優先株式を5,000百株所有していますが、A種優先株式には議決権はありません。
2. 議決権の所有割合の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和4年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
136(20)	43.3	15.1	5,973,357

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

令和4年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
営業本部	72(2)
開発生産本部	36(18)
管理本部	15(-)
その他	13(-)
合計	136(20)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、準社員、パート、派遣社員及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、従業員数は休職者を除いて計算しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与が含まれております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、経営の透明性、健全性、機動性を確保し、「理念」「ビジョン」「行動指針(アイビーの誓い)」を原点とした企業活動を行うことにより、理念と戦略と行動を一致させ、積極的な情報開示を行うことにより、全てのステークホルダーから信頼、満足される企業の実現に努めております。

[理念]

「愛と美と豊かさの実践と追求」

[ビジョン]

「日本の肌はアイビーがつくる」

[行動指針]

「アイビーの誓い」

- 一、アイビー化粧品は、美と美の限りなき追求をします。
- 一、アイビー化粧品は、自信と誇りをもった製品をとどけます。
- 一、アイビー化粧品は、心を豊かにし、幸福の輪を広げます。
- 一、アイビー化粧品は、地域社会への奉仕と還元につくします。

具体的には、企業理念「愛と美と豊かさの実践と追求」に基づき、創業以来、人と人が直接出会い、コミュニケーションを取りながら、品質、機能性を追求した製品や、お客様視点にたったサービスを提供していく訪問販売、対面販売を展開する総合化粧品メーカーとして、「目の前の人を美しくすること」「美しくなった喜びや実感を伝えること」を地道に行い、幸せの輪、豊かさの輪を伝え続けています。

そして、訪問販売領域の販売組織満足度を高めるとともに、全てのステークホルダーの満足度の向上を目指し、企業活動を行っています。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、これまで育んできた創業の精神を大切にしながら、変えてはいけない当社の独自価値である「製品力」「美容力」「教育力」はさらに磨きあげ、販売組織や時代の変化に対応して変えていくことが必要なものは変化をさせながら、「日本の肌はアイビーがつくる」というビジョン実現を目指してまいります。

当社は、目標売上高の達成を最も重視しております。販売会社とは上代金額(定価ベース)で目標を共有し、その達成に必要な要素の構築を、販売会社とともに行っています。具体的には、販売組織を育成するための各種研修・イベントの開催や、自信と誇りを持てる製品の開発、販売組織が販売しやすい環境の整備等を行っています。それらを通じて、研修動員等を強化し、顧客の増客、販売組織の増員を図っております。

そして、ビジョンを目指していく過程を通して、当社にかかわるすべての人が、当社の志や目指す生き方を、自身の生き方「私はアイビー」と捉えて行動することを全国の販売組織とともに取り組むことで、「出会った誰もが成長できるアイビー化粧品」、「買う側、売る側、つくる側が良いと感じる 三方よしのアイビー」の質を向上させてまいります。

具体的には、「当社独自のビジネスモデルへのこだわりと、当社らしい営業スタイルの再構築」を通して、多くの方々が、自己の夢に向かってチャレンジできる環境の再構築を推進してまいります。同時に、大きなチャレンジや変化にも対応可能な強い財務体質への再編を行ってまいります。

次に、「差別化できる高機能製品へのこだわり」です。当社の永遠の美のテーマ「ノーマライジング」の実現に向けて、エイジングケアを軸にした高品質・高機能製品の開発を推進します。また、美容液のトップブランド化を推進するための取り組みを継続的に展開してまいります。

最後に、「地域に根差した活動」です。Face to Faceの信頼の上に成り立つ地域密着の販売・支援活動を継続的に推進し、販売組織のロイヤリティと顧客満足の向上に努めるとともに、人をより美しく、輝かせたいという販売員のモチベーションアップに尽力してまいります。

今後も訪問販売事業拡大に集中展開し、ステークホルダーの信頼と満足、並びにより一層魅力のある企業に成長できるよう、現在の経営資源や価値を再研鑽しながら、経営基盤の強化と企業価値向上を図ってまいります。

(3) 目標とする経営指標

当社は、売上に対する利益のレバレッジが高いという特徴を持っているため、目標売上高の達成を最重要視しておりますが、それとともに棚卸資産回転期間(当事業年度約11.4ヶ月、目標6.0ヶ月)、自己資本比率(当事業年度末51.9%、目標60.0%)、売上高経常利益率(当事業年度2.3%、目標15.0%)を経営重要指標(Key Performance Indicator)として、経営状況を常にチェックすることで、バランスのとれた経営を目指しております。

今現在当社は無配であります。当事業年度におきましては、経営数値の改善に取り組みました。その結果、当社が復配の目安としていた自己資本比率50%を超え、当期末51.9%まで回復してきました。継続して、自己資本比率約

50%を復配する上での目途としております。

また、普通株式の希薄化にも十分配慮し、資本政策を行っております。当社としてはこの先も有利子負債の削減を行う予定です。

(4) 経営環境

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染対策としてワクチン接種の促進や治療薬の確保、医療提供体制の強化等が通年行われ、感染動向に注視しながら各種政策に万全を期し、経済社会活動の正常化が図られてまいりましたが、厳しい状況が続く、社会的には「ウィズコロナ」といわれる環境への進展が加速しました。具体的には、テレワークの進展、非接触型ツールによるコミュニケーションの取り方の変化等が挙げられます。その一方で、本質的な人間活動は変わることがないため、リアルな関わりは逆にその価値を高め、重要性を増していくと考えております。

当化粧品業界におきましては、海外からの入国制限によりインバウンド需要がほぼ消失し、令和3年の年間化粧品販売金額は前年比9%減（出典：経産省生産動態統計）の推移となりましたが、百貨店などの商業施設の営業状況が改善され、ワクチン接種が開始されたことから外出機会も増加しており、新しい生活様式へ順応しながら化粧品市場も徐々に回復に向かいました。オンラインでの販路拡大、顧客コミュニケーションの強化、デジタルカウンセリングの導入・定着、ライフスタイル提案型商品の訴求などコロナ禍に対応した施策や、“おうち美容”への関心の高まりによりスキンケアステップを見直す消費者が増え、美容液などのスペシャルケアの提案などにより需要も回復しました。前年は市場が伸び悩んだ美白訴求商品は、外出機会の増加に伴い需要回復が見込めることから市場拡大が期待されています。また、マスクの着用が定着したことから目元を明るくするポイントメイクアイテムやマスクに色移りしにくいファンデーションの需要も高まりました。

訪問販売化粧品市場では、チャンネルを横断した展開が拡大・加速し、企業間競争は激しさを増しております。人を介したサービスを機軸にする訪問販売業界では、生活様式の変化に伴う販売活動の変化や離客などにより市場は縮小傾向となっています。また、中・高齢層を中心とした需要へとシフトが進むなか、若年層の新規顧客・販売員の獲得、インターネットを用いた情報収集によって気軽に購入するという消費者ニーズの変化に対応することも重要な成長課題となっております。各社の強みを活かしながら「職業としての販売員の魅力」や、「活動意欲を高める教育制度の点検・見直し・充実」を推進し、新たな顧客との接点拡大と愛用者獲得に向け取り組んでいます。物質的な豊かさより精神的な豊かさが求められる昨今の消費スタイルや多様化する消費者層に対応するため、Webも活用した積極的なコミュニケーション、オンラインカウンセリング等で身近な存在であり続け、柔軟性のある販売・サービス体制の構築・提供はもとより、訪問販売だからこそできる価値、すなわち誠実・信頼を顧客に提供し続けることが求められています。

(5) 会社の対処すべき課題

不況知らずといわれてきた化粧品業界ですが、少子化による国内人口の減少は最も深刻な課題となっており、ウィズコロナ・アフターコロナ時代の国内化粧品市場の伸び率は鈍化する見通しで大きなターニングポイントを迎えています。SNSの普及により企業が消費者と直接コミュニケーションを取れるようになったことで消費者にダイレクト訴求するビジネスモデルが確立しています。また、異業種の化粧品分野への参入、国内需要減少をカバーするためグローバルに海外販売網を広げる動きも加速しています。今後も企業間競争は激しさを増し、各企業とも企業価値の向上が必須となってきております。訪問販売化粧品市場においては、環境変化対応力や若い世代の顧客獲得も重要な課題となっており、リアルコミュニケーションと合わせて今後もオンラインカウンセリング、非接触型エステティックサービス等のビジネスモデルのDX化が進展すると見られております。

そうした状況下、当社は、「愛と美と豊かさの実践と追求」の理念のもと、長期ビジョンである「日本の肌はアイビーがつくる」を目指していく過程を通して、当社にかかわるすべての人が、当社の志や目指す生き方を、自身の生き方「私はアイビー」と捉えて行動することを全国の販売組織とともに取り組んでおります。重要課題としましては、これまで以上に環境の変化に対応できる強い財務体質、販売体質を再構築すると同時に、スピーディに多くの方が自己の夢に向かって挑戦できる環境づくりに引き続き尽力してまいります。また、当社のすべての独自価値を再研鑽し、変えてはいけない当社の強みは活かし、時代の変化によって変えていく必要があるものは、時代に合わせてより良い方向へ変化させ、「出会った誰もが成長できる会社」を目指してまいります。

翌事業年度の営業政策としましては、販売会社と共有した「同じ志をもつ仲間づくり、愛用者づくり」を具体的な目標に設定し推進してまいります。また、販売会社教育施策の展開、販売員の販売意欲の醸成及び育成、販売活動を支援する的確なセールスプロモーション、AI画像認識を活用した肌解析システムの活用拡大、当社独自のスマホアプリによる会員登録、販売データ管理等の継続推進、それらを支える営業社員の再戦力化を展開することで、基幹レギュラー製品、「レッドパワー セラム」、「ホワイトパワー セラム」（医薬部外品）、及び発売予定新製品の販売拡大を図ってまいります。

製品政策としましては、「美容液のトップブランド化の実現」を長期目標とするとともに、中期売上高目標を実現するため、競争力を保有する高機能製品の企画・開発、当社創業50周年に向けた大型製品の研究開発を強力に推進してまいります。また、「Labo営業担当」を置き、開発した新規基材、当社の価値等を顕在化させる取り組みを行ってまいります。生産管理体制においては、営業戦略に基づく仕事のやり方と連動する新・強化製品の需要予測の精度向上を図るとともに、販売ロス、在庫ロスの低減ができる効率的な調達・生産計画の構築、製品品質のさらなる向上を図ってまいります。

財務政策としましては、安定、かつ強固な本社基盤の再構築を最優先課題とし、キャッシュフローの改善に継続して取り組んでまいります。同時に棚卸資産の低減、原価管理、経費予実管理、営業系経費の費用対効果の検証の徹底、経費処理・売上債権チェック機能の強化を推進してまいります。また、コーポレート業務を担う管理系部門は、少数精鋭により業務の合理化を強力に推進してまいります。また、全部門長による最小の経営資源で最大の成果につなげるマネジメントを実行し、諸問題等の審議・共有・意思決定を迅速化し、解決行動をより一層、強化してまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響の及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

a. 新型コロナウイルス感染症による社会全体への影響による、当社の営業活動への影響

「新型コロナウイルス感染症による社会全体への影響」により、当社が大切にしている「人と人が直接出会い、コミュニケーションを取りながら、品質、機能性を追求した製品や、お客様視点にたったサービスを提供していく訪問販売、対面販売」という事業基盤が大きな影響を受ける可能性があります。具体的には、カウンセリング販売、研修、会議、勉強会などの開催が中止または延期を余儀なくされる規制が長期化すれば、当社が新しい販売員、顧客をつくっていく活動が制限される可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の流行に対する対策としては、「人と人が直接出会い、コミュニケーションを取りながら、品質、機能性を追求した製品や、お客様視点にたったサービスを提供していく訪問販売、対面販売」を大切にしながら、少人数によるコミュニケーションツールの多様化を行い、これまで以上に大きな変化に対応できるようにしてまいります。また、社員の労働環境も柔軟に台頭できるような運用体制に移行しておりますが、より生産性をあげられるように努めてまいります。

b. 原料・資材となる成分について

当社の製造及び販売する「化粧品」及び「医薬部外品」並びに「その他製商品」に使用される原料・資材は、世界各地、様々な企業グループより供給を受けております。当社は、その品質、有効性、安全性を確認し、原料・資材として使用しておりますが、

- ・原料・資材供給が様々な要因により停止した場合、
- ・原料・資材の価格が想定以上に高騰した場合、
- ・薬機法の改正により、従来使用していた原料が使用できなくなった場合、

等については、主要製品の製造及び販売に影響を与え、当社の経営指標並びに財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、大規模な災害が発生した場合には、一部の原料・資材供給面において、安定的な供給に影響が出る可能性があります。

当社といたしましては、リスク要因の位置づけ、資材・原料・半製品・商品仕入について細心の注意をもって、取り組むように努めてまいります。

c. 販売会社等の持つ流通在庫について

当社の販売システムは卸形態を採っております。また当社の販売先は、当社と直接、販売契約を締結している販売会社が主体となっており、当社は販売会社に製商品の引渡時点で売上を計上しております。化粧品等はその販売会社と販売契約を締結している営業所を経て、ビューティマネージャーへ卸され、アイビーメイツ及びご愛用者へ販売しております。

当社では246社ある販売会社に引渡時点で売上高を計上しているため、販売会社の仕入政策により当社の売上は大きく影響を受けます。販売組織の持つ流通在庫につきましては、定期的なヒアリングにより、財務状況・在庫状況を把握するように努めておりますが、特に強化製品に関連して販売会社の在庫消化見込みを誤り、販売会社に過剰在庫が生じ、その後の在庫調整により当社の売上が低迷するリスクがあります。

当社といたしましては、販売会社の在庫状況に注意を払いながら、営業活動を行うように努めてまいります。

d. 販売組織の財務状態について

販売会社の経営状況につきましては、定期的なヒアリングにより、財務状況・在庫状況を把握するように努めております。しかしながら、販売会社に当社の把握しきれない財政状態の急激な悪化があった場合は、貸倒引当金の計上等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社といたしましては、販売会社の経営状況を把握するとともに、与信管理をしっかりと行ってまいります。

e. 特定商取引に関する法律などについて

当社の販売形態は、主として訪問販売の形態をとっておりますが、訪問販売は、「特定商取引に関する法律」の規制を受けます。「特定商取引に関する法律」が改正された場合は、当社の販売システムの維持に影響を及ぼす可能性があります。

当社といたしましては、法務部門による情報収集をしっかりと行い、適宜対応してまいります。

f. 新製品・強化製品への依存度、売上・利益の季節変動性について

当社の売上高のうち、新製品・強化製品の売上高に占める比率は、令和2年3月期は38.2%、令和3年3月期55.5%、令和4年3月期は51.5%となっており、従前より売上高については下表のとおり、季節変動性が高く、新製品・強化製品の販売促進時期の影響で一定の時期に集中する傾向があります。その為、キャンペーンによる新製品・強化製品の売上状況により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

令和2年3月期

(単位：百万円)

	上半期		下半期	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	2,072		1,759	
	353	1,718	437	1,322
四半期純損失()	34		11	
	322	357	304	315

令和3年3月期

(単位：百万円)

	上半期		下半期	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	1,557		2,204	
	307	1,250	620	1,584
四半期純利益又は四半期純損失()	160		164	
	335	174	210	275

令和4年3月期

(単位：百万円)

	上半期		下半期	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	1,946		1,588	
	284	1,661	320	1,267
四半期純利益又は四半期純損失()	197		156	
	379	577	340	183

当社と致しましては、年度における新製品・強化製品の売上高に占める比率のコントロールを行い、平準化に努めてまいります。

g. 収益構造について

当社は、売上高増減がレバレッジが効いて利益に影響を与える収益構造となっております。売上高の急激な減少が発生した場合に、原価及び経費コントロールが追い付かない場合には、業績が悪化するリスクがあります。

当社といたしましては、売上高増減による変動を抑えるとともに、事前に状況を予測し、原価及び経費コントロールを出来るように努めてまいります。

h. 海外事業について

当社は、今現在海外事業は行っておりません。

今後、海外事業を展開する場合、国ごとにントリーリスクや為替変動リスクが存在し、海外事業が初期投資額に見合う収益を得られない場合は、当社の財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

i. 資金調達について

財務面におきましては、過年度の業績不振により、金融機関からの新たな資金調達の困難性が継続するリスクがあります。

資金調達状況については、当事業年度に新株予約権の権利行使が行われ、656百万円を調達しており、令和4年2月におきましても新株予約権を発行いたしました。また、主力取引銀行とも緊密に連絡をとっており、当事業年度においても多様な選択肢の中から最良の選択をできる環境維持にむけて、今後も、信用力向上に努めてまいります。

j. コベンツ等の状況

当社は、平成30年8月及び平成31年3月締結の横浜銀行との長期借入金契約において、財務制限条項が付されています。当社が財務制限条項に抵触した場合には、当社の財務状況に影響を及ぼす可能性があります。これらの契約に基づく当事業年度末の借入金残高は、次のとおりです。

(1) 平成30年8月締結の横浜銀行との長期借入金契約

契約金額	600百万円
借入実行総額	600百万円
当事業年度末借入金残高	299百万円
期間	7年

なお、下記又はの財務制限条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失します。

貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は平成30年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

損益計算上の経常損益につき2期(通期)連続して損失を計上しないこと。

(2) 平成31年3月締結の横浜銀行との長期借入金契約

契約金額	400百万円
借入実行総額	400百万円
当事業年度末借入金残高	160百万円
期間	5年

なお、下記又はの財務制限条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失します。

貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は平成30年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

損益計算上の経常損益につき2期(通期)連続して損失を計上しないこと。

コベンツの内容については、当社の経営バランスを保つうえで守るべき指標として捉えており、常に意識して経営状態が良くなるように努めてまいります。

k. 配当について

当社は、収益及び財務状況が健全化されるまで、A種優先株式に対する優先配当及び普通株式に対する配当が行えないリスクがあります。

株主のみなさまに配当を再び行えるように、利益剰余金を増やせるように努めてまいります。

(会社の経営に重要な影響を及ぼす重要事象等)

当社は、直近事業年度におきまして、「A種優先株式に対する配当の見送り」という重要事象等が存在しました。

「A種優先株式に対する配当の見送り」

当社は、平成30年12月にA種優先株式1,000百万円を発行いたしました。が、当事業年度の経営状況を踏まえ、内部留保を優先し、普通株式配当の見送りに合わせ、当該A種優先株式に対する優先配当を見送りました。

このように、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。上記事象の内容及び解消・改善するための対応策については、後述する「会社の経営に重要な影響を及ぼす重要事象等に対する分析・検討内容及び解消・改善するための対応策」に記載しております。

(会社の経営に重要な影響を及ぼす重要事象等に対する分析・検討内容及び解消・改善するための対応策)

当社は、上記記載のとおり、直近事業年度におきまして、「A種優先株式に対する配当の見送り」という重要事象等が存在します。

売上高につきましては、販売会社と共有した具体的な目標の設定、推進、販売会社教育施策の展開、販売員の販売意欲の醸成及び育成等による販売活動の活性化により、今後売上高は回復基調になると考えております。また、販売会社等における流通在庫については、その状況の把握に努めるとともに、販売会社ごとに与信枠を設定する等により、販売組織において過剰在庫とならないように防止策を行ってまいります。損益状況につきましても、在庫削減、経費節減により、損益分岐点をかなり下げ、今後収益が出やすい構造となっております。

財務面においても、令和2年11月の発行の新株予約権が、当事業年度に権利行使が行われ、656百万円を調達し、令和4年2月にも新株予約権を発行し、資本の増強を図っており、翌事業年度以降のキャッシュ・フロー計画に重要な懸念が生じる恐れはないと判断しております。今後も財務の健全性を維持してまいります。

配当については、A種優先株式、普通株式とも配当を見送っております。配当政策については、将来のビジネス環境の変動にも備えるため、内部留保を優先し、自己資本の回復に努めてまいります。販売組織における販売状況が回復基調にあることから、近年における経営課題が改善出来ると考えております。

以上の必要な措置を講じることにより、今後も「健全な財務基盤」を回復できると考えておりますので、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染対策としてワクチン接種の促進や治療薬の確保、医療提供体制の強化等が通年行われ、感染動向に注視しながら各種政策に万全を期し、経済社会活動の正常化が図られてまいりましたが、厳しい状況が続きました。今年に入ってからは、海外情勢等による金融資本市場の変動、原油価格及び原材料価格の上昇や供給面での制約等、不透明感は増してきております。

当化粧品業界におきましては、海外からの入国制限によりインバウンド需要がほぼ消失し、令和3年の年間化粧品販売金額は前年比9%減（出典：経産省生産動態統計）の推移となりましたが、百貨店などの商業施設の営業状況が改善され、ワクチン接種が開始されたことから外出機会も増加しており、新しい生活様式へ順応しながら化粧品市場も徐々に回復に向かいました。オンラインでの販路拡大、顧客コミュニケーションの強化、デジタルカウンセリングの導入・定着、ライフスタイル提案型商品の訴求などコロナ禍に対応した施策や、“おうち美容”への関心の高まりによりスキンケアステップを見直す消費者が増え、美容液などのスペシャルケアの提案などにより需要も回復しました。前年は市場が伸び悩んだ美白訴求商品は、外出機会の増加に伴い需要回復が見込めることから市場拡大が期待されています。また、マスクの着用が定着したことから目元を明るくするポイントメイクアイテムやマスクに色移りしにくいファンデーションの需要も高まりました。

訪問販売化粧品市場では、チャンネルを横断した展開が拡大・加速し、企業間競争は激しさを増しております。人を介したサービスを機軸にする訪問販売業界では、生活様式の変化に伴う販売活動の変化や離客などにより市場は縮小傾向となっています。また、中・高齢層を中心とした需要へとシフトが進むなか、若年層の新規顧客・販売員の獲得、インターネットを用いた情報収集によって気軽に購入するという消費者ニーズの変化に対応することも重要な成長課題となっております。各社の強みを活かしながら「職業としての販売員の魅力」や、「活動意欲を高める教育制度の点検・見直し・充実」を推進し、新たな顧客との接点拡大と愛用者獲得に向け取り組んでいます。物質的な豊かさより精神的な豊かさが求められる昨今の消費スタイルや多様化する消費者層に対応するため、Webも活用した積極的なコミュニケーション、オンラインカウンセリング等で身近な存在であり続け、柔軟性のある販売・サービス体制の構築・提供はもとより、訪問販売だからこそできる価値、すなわち誠実・信頼を顧客に提供し続けることが求められています。

このような状況のもとで、当社は企業理念「愛と美と豊かさの实践と追求」に基づき、コア事業である訪問販売領域の販売組織満足を獲得するとともに、すべてのステークホルダーの満足度向上を目指し、企業活動に邁進してまいりました。

創立45周年を迎えた当事業年度は、「私はアイビー」という当社の訪問販売にかかわる方が、当社の目指す志や生き方を自身の生き方と捉えて誇りと喜びをもち、「日本の女性の肌を常に美しくし続けること」を全国の販売組織とともに改めて共有し、取り組んでまいりました。また、変えてはいけない当社の強みである「理念」、「チャレンジ基盤」、「独自価値」は残しつつ、ウィズコロナ時代の新しい生活様式へ順応しながら変化に対応して変えていく必要があるものは磨き直し、多くの方が自己の夢に向かって挑戦できる環境づくり、出会った誰もが成長できる会社に取り組んでまいりました。創業からの強みである「人間力」を武器に、45周年をともに過ごす仲間と目指す姿を語りながら、お互いに良い影響を与え合う“リアルコミュニケーション”に転換しながら“同じ志を持つ仲間づくり”“真の愛用者づくり”を推進してまいりました。

当事業年度においては、シワ改善医薬部外品「アイビーコスモス ナイトリントクルガード」（シワ改善有効成分ナイアシナミド配合）を含む新スキンケアシリーズ「アイビーコスモス」、メイク製品「アイビー メイクアップコレクション フォーチュントウインクル」、健康食品「インナークリスタル」を発売し、顧客拡大、並びに顧客満足向上に努めてまいりました。

経営基盤強化につきましては、「経営の意思決定」、「財務基盤強化のための資金調達」、「有効戦略の選択と集中」、「特定製品の在庫対策」、「スピーディな成長支援」、「コーポレートガバナンス体制の強化」等の重要経営課題に対して、「取締役会」、「経営会議」、「戦略統合会議」、「専任チームによる特命プロジェクト」等からなる迅速解決に向けた社内体制の中で審議・決裁及び実行してまいりました。実務面においても機動的な資本政策、新規基剤の開発及び製品開発の推進、AI画像認識を活用した肌解析システムの導入、製造原価の継続的低減活動、売上債権回収の促進、予算管理の徹底及び固定費の圧縮、コンプライアンスの継続強化、ISO品質マネジメントシステムの運用推進、ウィズコロナに適応可能な労務関連対応、社内決裁手続きのWeb化促進にも継続して取り組んでまいりました。

売上面におきましては、美容液やスキンケア新製品を中心に、販売会社が販売組織づくりの推進、稼働率の向上を通して販売会社のビジョンを実現できるよう販売促進策を充実させ販売しやすい環境、及び仲間づくり、愛用者づく

りの支援に取り組んでまいりました。対面教育機会の回復や、販売活動においてもリアルコミュニケーションが戻ってきたとはいえ、当社の強みである“当社の志や周年年度の意義を目の前の人に共感してもらえるようなかわり方や機会、場面が当初計画と乖離し、美容液及びスキンケア新製品は想定売上に至りませんでした。

一方、利益面におきましては、当期は原価率が高めの仕入商品が少なく生産数が平常水準に回復していることにより原価率は前期比6.04ポイント減となり、売上総利益は前期比13.1%増となりましたが、美容液及びスキンケア新製品の売上目標との乖離が大きくインパクトし、収益とともに想定を下回る結果となりました。

諸経費につきましては、新製品拡販の販売促進費や営業活動の回復等により、販売費及び一般管理費は前期比10.5%増となりましたが、経費使用方針に基づく予実管理を継続徹底した結果、管理指標範囲内に抑えることができました。また、新株予約権の発行による資本金の調達により、経営安定化推進を図ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,534,133千円（前事業年度比3.1%増）、営業利益は83,280千円（前事業年度24,822千円）、経常利益は81,713千円（前事業年度6,703千円）、当期純利益は税金費用を41,338千円（うち法人税等調整額18,340千円）計上した結果、40,375千円（前事業年度 23,228千円）の増収増益となりました。

部門別の販売実績につきましては、次のとおりであります。

[化粧品部門]

イ. スキンケア

“美しくなるうとする力”をもう一度見つめ直すことで、さらなる美を追求した新スキンケアシリーズ「アイビーコスモス」を令和3年9月に発売しました。うるおいを与え、乾燥による小ジワを目立たなくする「アイビーコスモス エンリッチローション」、「アイビーコスモス Wエマルション クリーム」、シワ改善医薬部外品「アイビーコスモス ナイトリンクルガード」（シワ改善有効成分ナイアシナミド配合）は年間通してセット換算で105,000セット超を出荷しました。また、美容液の販売強化にも力を入れて同じ志をもつ販売員及び愛用者づくり、顧客満足向上に努めてまいりました。スキンケア全体の売上高は2,554,946千円（同43.2%増）となりました。

効能評価試験済み

ロ. メークアップ

令和3年12月に、「アイビー メークアップコレクション フォーチュントウインクル」を発売し、顧客満足向上に努めました。メークアップ全体の売上高は229,642千円（同42.0%減）となりました。

ハ. ヘアケア

新製品の発売はなく、売上高は166,641千円（同26.9%減）となりました。

ニ. その他化粧品

新製品の発売はなく、売上高は30,294千円（同20.6%減）となりました。

以上、化粧品部門の売上高は2,981,524千円（同21.9%増）となりました。

[美容補助商品]

メリッサエキスや当社新規採用成分である黒人参粉末を配合した栄養機能食品（ビタミンC、ビタミンE）で、透きとおるようにいきいきと輝く毎日をサポートする「インナークリスタル」を令和4年2月に発売し、顧客満足の向上、健康需要及び健康食品市場の拡販に努めてまいりました。美容補助商品全体の売上高は524,000千円（同44.7%減）となりました。

[化粧雑貨品等]

新製品の発売はなく、売上高は28,607千円（同14.3%減）となりました。

財政状態の状況

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は2,555,815千円（前事業年度末は2,850,291千円）となり、前事業年度末に比べ294,475千円減少しました。これは主に、売掛金が100,928千円、未収入金が109,994千円、商品及び製品が103,053千円減少したことによるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は1,796,624千円(同1,865,168千円)となり、前事業年度末に比べ68,544千円減少しました。これは主に、減価償却費を86,421千円計上したこと、前払年金費用が27,971千円、繰延税金資産が18,340千円減少したことによるものであります。

(繰延資産)

当事業年度末における繰延資産の残高はなくなりました。これは、社債発行費を289千円償却したことによります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は1,454,161千円(同2,237,325千円)となり、前事業年度末に比べ783,163千円減少しました。これは主に、支払手形64,188千円、買掛金が186,209千円、短期借入金が96,396千円、一年内償還予定の社債が140,000千円、未払法人税等が28,258千円、その他が144,536千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は630,908千円(同965,125千円)となり、前事業年度末に比べ334,216千円減少しました。これは主に、定時返済などで社債が136,000千円、長期借入金が206,672千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は2,267,369千円(同1,513,299千円)となり、前事業年度末に比べ754,069千円増加しました。これは主に当期純利益を40,375千円計上したこと、新株予約権の行使が656,551千円あったこと、従業員に対する株式給付制度に基づき株式給付を行ったことにより、自己株式が1,685,443千円減少したことによるものです。この結果、自己資本比率は、51.9%(同32.0%)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、社債の償還による支出、仕入債務の減少、長期借入金の返済による支出等があるものの、新株予約権行使に伴う自己株式の処分による収入、棚卸資産の減少、投資不動産の売却による収入等により、前事業年度末に比べ15,954千円増加し、当事業年度末には129,384千円となりました。

また当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は107,064千円(前年同期は427,020千円の獲得)となりました。

これは主に棚卸資産の減少額129,892千円、売上債権の減少額100,928千円、株式給付引当金増加額91,774千円等があるものの、仕入債務の減少額250,397千円、預り金の減少額143,498千円、未払金の減少額51,342千円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果得られた資金は63,303千円(前年同期比267,066千円減)となりました。

これは主に有形固定資産の取得による支出36,909千円、無形固定資産の取得による支出16,605千円等があるものの、投資不動産の売却による収入111,938千円、貸付金の回収による収入6,159千円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果得られた資金は59,710千円(前年同期は693,392千円の使用)となりました。

これは主に社債の償還による支出276,000千円、長期借入金の返済による支出230,008千円、短期借入金の純減額96,396千円等があるものの、新株予約権行使に伴う自己株式の処分による収入656,551千円、新株予約権の発行による収入7,513千円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、生産実績のセグメント情報の記載は省略しております。

当事業年度の生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	前年同期比(%)
	金額(千円)	
スキンケア	2,810,254	144.2
メイクアップ	225,215	37.6
ヘアケア	178,746	76.8
その他	39,829	107.2
合計	3,254,045	115.5

(注) 1. 金額は、販売価格で表示しております。

b. 商品仕入実績

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、商品仕入実績のセグメント情報の記載は省略しております。

当事業年度の商品仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	前年同期比(%)
	金額(千円)	
美容補助商品	216,747	34.0
化粧雑貨品等	22,760	101.0
合計	239,507	36.3

(注) 1. 金額は、仕入価格で表示しております。

2. 当事業年度において、商品仕入実績に著しい変動がありました。これは、前事業年度の美容補助商品は「アイビー ビューティ パートナー」等の新製品の仕入額が大きかったことによります。

c. 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

d. 販売実績

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、販売実績のセグメント情報の記載は省略しております。

当事業年度の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	前年同期比(%)
	金額(千円)	
スキンケア	2,554,946	143.2
メイクアップ	229,642	58.0
ヘアケア	166,641	73.1
その他	30,294	79.4
化粧品合計	2,981,524	121.9
美容補助商品	524,000	55.3
化粧雑貨品等	28,607	85.7
合計	3,534,133	103.1

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の経営成績等は、上記記載のとおりですが、経営者が判断している重要な指標等につきまして、補足いたします。

a. 上代売上(小売価格ベース)と下代売上(会計上の売上)の関連性について

当社は、売上に対する利益のレバレッジが高いという特徴を持っているため、目標売上高の達成を最重要視しております。当社は、販売会社と小売価格ベースである上代売上で目標を共有化しております。通常、上代売上に対する商品売上(下代売上)の平均掛率は36~40%です。この掛率は、販売契約で定めておりますので、大きく変動することは少ないですが、総じて上代売上高の好調な時は低く、上代売上高が不調な時は高くなる傾向があります。また、通常掛率を適用しないエイド品のF場合には、製品ごとに下代価格を定めており、エイド品の売上比率が高い場合には、上代売上金額に対する下代売上金額は高くなる傾向があります。さらに、会計上の売上は、商品売上(下代売上)から売上割戻額「販社リファンド」を引いて算出いたします。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を、当事業年度期首から適用しており、当期より従前経費項目であった「経営指導料」「販促助成金」「(売上運動キャッシュバック)販売促進費」を売上割戻項目としております。また、従前販社の保有する在庫の交換に要する費用として、製品の原価相当額を「返品廃棄損失引当金」として見積り計上し、売上原価に反映しておりましたが、当事業年度より、返金負債を売上のマイナス項目として見積り計上しております。

当事業年度における上代売上高は、当初110億円を目指しておりましたが、結果は100億円(前期は87億円)で目標未達であるものの増収という結果でした。当社としては、上代売上目標を販売組織とともに達成することを最重要視しております。

b. 経営重要指標(KPI; Key Performance Indicator)について

経営重要指標(KPI)として、棚卸資産回転期間、自己資本比率、売上高経常利益率を経営状況のバランスを測る指標としております。

棚卸資産回転期間については、11.4ヶ月となりました。前期比で若干回転率が高まったものの、これは当事業年度における売上原価が低減されたため、棚卸期間が高まってしまったことによるものです。引き続き、正常な水準(目標6.0ヶ月)に戻せるように取り組んでまいります。

自己資本比率につきましては、51.9%(前期32.0%)と改善しました。これは、主に当期純利益を4,037万5千円計上したこと、新株予約権の行使が6億5,655万1千円あったこと、従業員に対する株式給付制度に基づき株式給付を行ったことにより、自己株式が16億8,544万3千円減少したことによるものです。

引き続き、正常な水準(目標60.0%)に戻せるように取り組んでまいります。

売上高経常利益率につきましても、2.3%（前期は0.9%）と改善いたしました。これは、経常利益81百万円を計上したことによるものです。今後については、引き続きKPIの数値を正常な水準（目標15.0%）に戻せるように取り組んでまいります。

c. 研修動員数

当社の経営成績に重要な影響を与える要因の一つとして、販売組織における研修動員数が重要であると考えております。当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの研修が中止・延期を余儀なくされましたが、様々な感染対策等により、前期比で動員が若干回復した結果となりました。

理念研修としての「SA研修」の新規動員は853名（前期は649名）、美容研修としての「美容教室」の新規動員2,986名（前期は2,378名）と増加しました。今後については、新型コロナウイルスに対する感染防止対策を行いながら、新型コロナウイルス感染症の収束にともない、動員数の回復を図ってまいります。

d. 流通在庫

当社の経営成績に重要な影響を与えるもう一つの要因としては、販売会社の経営状態が重要であると考えております。販売組織における流通在庫は、ヒアリングにより大まかな把握を行っております。当事業年度におきましては、令和4年3月末時点で、令和3年3月末よりも流通在庫は減少していると推定しております。各種データからも一部過剰な販売会社や製品はあるものの、流通在庫はほぼ適正水準に収れんしており、ここ近年続いていた在庫調整はほぼ終わったと考えております。一方、販売組織の実売状況は、当社からの仕入（当社売上）を上回って推移しており、売上回復に向けた一定水準の顧客は維持していると考えております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の判断しているキャッシュフローの状況につきまして、補足いたします。

a. キャッシュフロー分析

当事業年度において、営業キャッシュ・フローがマイナスで投資キャッシュ・フロー、財務キャッシュ・フローがプラスとなり、当事業年度末の現預金残高は129百万円（前事業年度末比113百万円増）となりました。今後については、売上高を上げるとともに、仕入及び経費支出を抑え、手元流動資金を積み増す方針でございます。当社といたしましては、引き続き財務内容の改善に全力で取り組んでまいります。

b. 資本の財源について

当社の資本の財源については、資本金、資本剰余金及び利益準備金等によって構成されております。当事業年度におきましては、当期純利益を40百万円計上したこと、株式報酬制度の交付により自己株式が減少したこと、新株予約権の行使がされたことにより、当事業年度末の純資産は2,267百万円となりました。配当政策については、将来のビジネス環境の変動にもそなえるため、内部留保を優先し、今後については、収益の状況を勘案しながら、利益還元を行う方針です。

c. 資金の流動性について

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金又は借入（社債含む）により資金調達することとしております。当社の運転資金は季節変動が大きく、9月頃に手元流動性が低くなる傾向があります。この時期に必要な現預金を運転資金として保持できるように努めてまいります。また、当事業年度末においてまだ在庫が多い状態と認識しており、売上を上げるとともに、仕入及び経費支出を抑制することにより手元資金を生み出し、内部留保した利益と合わせて、負債の削減を行う予定です。

また、令和2年11月に発行した新株予約権につきましては全額行使することができましたが、令和4年2月に発行した新株予約権につきましては、その行使は株価の動きに左右されるため、業績を上げるように努めてまいります。

平成30年12月に発行したA種優先株式1,000百万円については、当社の財務数値が健全化されるまでは、取得条項を行使しない予定です。

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を、当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成しております。財務諸表の作成にあたり、当社は期末日における資産及び負債、当事業年度における収益及び費用に影響を及ぼすような見積りを行う場合があります。これらの見積りについて、当社は過去の実績やその時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で判断しておりますが、見積り根拠となる仮定

又は条件等の変化により、見積り内容が実際の結果と異なる可能性があります。なお、見積りにあたっては、保守主義の原則にそって判断をするようにしております。

イ．売上割戻し（販社リファンド等）

当社の取引先である販売会社とは、独自の販売システムに基づく販売契約を締結しております。販売システムにおいて、「販売会社が販売会社を産んで育てる」という育成の仕組みを具現化しております。子販社を産んだ親販社に対しまして、親販社自身の仕入実績に係る当社への入金金額に対し、販売契約で定めた掛率を掛けてキャッシュバックを行っております。

「販社リファンド」は、支払対象の販社の仕入が大きい時に多く、支払対象の販社の仕入が小さい時には少なくなるため、月次及び年度による金額は大きく変動いたします。また、当該キャッシュバックの予定金額については、売上割戻しとして売上高より控除しておりますが、入金金額等の条件等の変化により、見積り金額が実際の結果と異なる可能性があります。

ロ．経営指導料

当社は、子販社を産んだ親販社に対しまして、子販社等の仕入実績に対する入金金額に対し、「経営指導料」として、販売契約で定めた掛率を掛けてキャッシュバックを行っております。当該キャッシュバックの予定金額については、販売促進費として経費計上しておりますが、子販社等の入金金額等の条件等の変化により、見積り金額が実際の結果と異なる可能性があります。

ハ．売上控除

当社は引渡基準を採用しております。一方、当社の取引先である販売会社は財務基盤が脆弱なところも少なく存在します。当社が販売会社の仕入代金に係る財務支援を行った場合に、当該販売会社に対する売上の一部について、引渡基準で計上した売上を控除し、入金基準により、売上に計上する場合がございます。一方、控除した売上高に対応した売掛金が入金された場合には、当該売掛金入金金額を売上高に計上しております。

二．棚卸資産評価損

当社は、製品及び原料・資材の廃棄を極小になるように、生産会議等で仕入・生産のコントロールを行っております。ただし、売上予測に基づく見込み生産のため、実際の販売数と生産数の相違が出る可能性があります。製商品の消費期限を規程で定めており、四半期毎に洗い替えを行い、期限切れの原料や製品については、評価損を原価計上しております。また、過去の出荷実績やその時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、生産見込みあるいは出荷見込みがないと判断した数量の原料・資材及び製品の原価相当額を、当事業年度に評価損として、原価に見積り計上しております。評価損の見積りにあたっては、過去の出荷実績やその時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で判断しておりますが、見積り金額が実際の結果と異なる可能性があります。

棚卸資産の計上額は、在庫原価から「評価損」を（収益性の低下に伴う簿価切下）差し引いた金額です。また翌事業年度以降の数年間における出荷予測数と棚卸資産の品質期限とを照らし合わせて、出荷見込みの低い棚卸資産の金額を「評価損」として算出しており、「評価損」の金額は売上原価に含まれております。

当社の取引先である販売会社については、全販売会社から決算報告書を入手しており、その売上原価合計は50億円を超えておりますが、当社の近年における売上高との差異は流通在庫調整によるものです。また、販売会社の在庫状況についても、各種データやヒアリングにより確認しており、その在庫状況は一部の販売会社を除き、適正水準に収められたと推測しております。製品ごとの出荷予測数値は、過去数年の出荷数と上記流通在庫の状況を考慮し、今後も販売会社の売上高が過去のトレンドで推移すると仮定し、算出しております。

当社は、現状の在庫評価基準に基づく「評価損」を差し引いた棚卸資産計上額が適正であると考えておりますが、化粧品市場におけるマーケットの変化や経済情勢の変化等により、棚卸資産の「評価損」と将来における廃棄金額が相違する可能性があります。

ホ．販売促進費（キャンペーン等）、交際接待費

当社は、販売会社や販売組織に対し、様々なキャンペーンを行っておりますが、事業年度の売上等に起因する販促費等については、過去の実績やその時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、見積り費用計上しております。実際に支出される金額は、見積り根拠となる仮定又は条件等の変化により、見積り金額が実際の結果と異なる可能性があります。

ヘ．賞与支給引当金

当社は、従業員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度の業績を鑑み、支給見込額を算出しておりますが、実際の支給額が引当金と相違する可能性があります。

ト．株式給付引当金、役員株式給付引当金

当社は、第42期定時株主総会において承認されましたE S O P制度（業績連動型株式報酬制度）に基づき、株主総会で承認されました計算式及び取締役会において定めた規程に基づき、株式給付引当金を計算しております。なお、計算式のもとになる金額は、本制度導入のために設定された信託口が取得した単価に、事業年度の業績によって計算される株数を掛けて算出しておりますが、実際に交付する株数は規程に基づき決定するため、前提となる受益者の人数が減少した場合等は、引当金を計算した株数と相違する可能性があります。

チ．返金負債

当社は、引渡基準で売上高を計上し、原則返品等を行っておりません。ただし、製品リニューアルや諸般の事情により、販売会社に対し、製品交換という形での支援を行う場合があります。そのため、製品交換実績やその時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、返金負債を売上のマイナス項目として見積り計上しておりますが、見積り金額が実際の結果と異なる可能性があります。

リ．退職給付引当金

当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。そのため、運用資産の運用成果が財務諸表に反映する経費処理をしております。運用資産の運用成績は日々変動するため、退職給付引当金は実際の退職給付費用とは相違する可能性があります。

ヌ．貸倒引当金

当社の取引先である販売会社は財務基盤が脆弱なところも少なからず存在します。貸倒引当金については、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。当社は全販売会社に決算書の提出を求めており、各販売会社の決算数字及び研修動員などの活動状況及び各販売会社からの入金実績や経営状況のヒアリングを通じて与信ランクを作成しており、そのデータに基づき算出しております。

当社は、現状の貸倒引当金計上額で、当社が認識しうる信用リスクから発生する可能性のある損失を適切に見積もっていると考えておりますが、貸倒引当金の見積りは基本的に過去のデータにより計算しているため、将来見込等の要素も加えているものの急激な経済金融情勢の変化等により、実際の貸倒損失が引当金計上額と相違する可能性があります。

ル．繰延税金資産

税務会計と金融商品取引法下での企業会計との差異は次第が大きくなっております。当社は、課税所得の計算上の資産・負債と、貸借対照表上の資産・負債の計上額との一時差異に関して、法定実効税率を用いて繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法については、繰延税金資産の回収可能性を、将来の企業の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて判断することとしております。当事業年度においては、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針における課税所得見通しの分類4に該当致しますが、将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることを合理的な根拠をもって説明することが出来ますので、分類3の基準で計上しております。

前事業年度末においては、『新型コロナウイルスの変異により、向こう数年間は新型コロナウイルスの影響は避けられない』との前提に基づき、具体的な影響として、各種研修の開催や動員に制約が続き、新規販売員及び新規顧客の獲得に苦戦すると想定し、翌5年間の課税所得見通し合計額を見積もりましたが、当事業年度においても前事業年度と同様の前提と具体的影響の想定に基づき、翌5年間の課税所得見通し合計額を見積もっております。

なお、上記課税所得見通しについては、保守的に算出しており、当社の売上利益計画とは異なります。

将来において当社の経営成績が大きく変動する場合、当社の税区分が変更される場合、税制が変更される場合、あるいは繰延税金資産についての会計規則等が変更される場合には、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

4【経営上の重要な契約等】

a. 販売の提携

当社は、販売代理店である販売会社と「販売契約」を締結しております。

- 1) 契約の本旨：販売代理店である販売会社が当社製商品を継続的に顧客に販売供給し、その責務を果たすことにあります。
- 2) 契約先：化粧品等の販売会社（国内246社）
- 3) 販売製品：化粧品、美容補助商品及び化粧雑貨品等
- 4) 契約期間：1ヶ年（更新）

b. コベナント等

当社は、平成30年8月及び平成31年3月締結の横浜銀行との長期借入金契約において、財務制限条項が付されています。これらの契約に基づく当事業年度末の借入金残高は、次のとおりです。

1) 平成30年8月締結の横浜銀行との長期借入金契約

契約金額	600百万円
借入実行総額	600百万円
当事業年度末借入金残高	299百万円
期間	7年

なお、下記又はの財務制限条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失します。

貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は平成30年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

損益計算上の経常損益につき2期（通期）連続して損失を計上しないこと。

2) 平成31年3月締結の横浜銀行との長期借入金契約

契約金額	400百万円
借入実行総額	400百万円
当事業年度末借入金残高	160百万円
期間	5年

なお、下記又はの財務制限条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失します。

貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は平成30年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

損益計算上の経常損益につき2期（通期）連続して損失を計上しないこと。

c. 第一回A種優先株式の発行

当社は、経営上の重要な契約等の決定又は締結等として、下記のとおり平成30年12月25日に第一回A種優先株式の発行を1,000,000,000円行っております。

第三者割当によるA種優先株式の発行に関する事項

第一回A種優先株式発行の概況

(1) 発行期日	平成30年12月25日(火)
(2) 発行株式の種類及び数	株式会社アイビー化粧品 A種優先株式(以下「A種優先株式」といいます。) 500,000株
(3) 発行価額	1株につき金2,000円
(4) 発行価額の総額	金1,000,000,000円
(5) 資本組入額	1株につき金1,000円
(6) 資本組入額の総額	金500,000,000円
(7) 割当方法	第三者割当
(8) 第三者割当による割当先	株式会社白銀社
(9) その他	A種優先株式の発行要項の概要は以下のとおりです。 A種優先株式の優先配当金は、1株当たり60円(発行価額の3%)としており、A種優先株式の株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。 A種優先株式の配当につき、累積・非参加条項を定めております。 A種優先株式には残余財産分配優先権はなく、発行価額を上限とし、残余財産の分配は普通株式と同順位と定めております。 A種優先株式には、議決権がありません。 A種優先株式には、普通株式への転換権がありません。 A種優先株式には、A種優先株主意志に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができます。

d. 第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行

当社は、令和2年11月10日開催の取締役会において、以下のとおり、三田証券株式会社(以下、「割当先」といいます。)を割当先とする第三者割当の方法による第1回新株予約権(行使価額修正条項付、以下「本第1回新株予約権」といいます。)及び第2回新株予約権(行使価額修正型新株予約権転換権付、以下、「本第2回新株予約権」といい、本第1回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)の発行を行うことについて決議し、令和2年11月30日付で発行いたしました。

e. 第3回新株予約権及び第4回新株予約権の発行

当社は、令和4年2月16日開催の取締役会において、以下のとおり、三田証券株式会社(以下、「割当先」といいます。)を割当先とする第三者割当の方法による第3回新株予約権(行使価額修正条項付、以下「本第3回新株予約権」といいます。)及び第4回新株予約権(行使価額修正型新株予約権転換権付、以下、「本第4回新株予約権」といい、本第3回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)の発行を行うことについて決議し、令和4年3月7日付で発行いたしました。

詳細は、第4提出会社の状況 1株式等の状況 その他の新株予約権等の状況を参照ください。

5【研究開発活動】

当社は、全ての女性がいつまでも健康的で若々しく、そして美しい素肌を保ち続ける事を願い、「ノーマライジング」を永遠の美のテーマとし、化粧品並びに医薬部外品、美容補助商品の研究開発を行い、これらの製品・商品を提供し多くの皆様に好評を得ております。

当事業年度は新製品といたしまして、令和3年10月には今の美しさだけではなく、未来の美しさへもはたらきかけるスキンケアシリーズ『アイビーコスモス II』を発売し、好評を得ております。製品としては、角質層までうるおいを届ける、リッチな感触でコクのあるとろみ化粧水「アイビーコスモス II エンリッチ ローション」、なめらかタッチで肌になじみ、ふっくらした感触の肌に整える乳液・クリーム「アイビーコスモス II Wエマルジョン クリーム」、シワ改善有効成分ナイアシンアミドを配合し、気になるところにピンとしたハリ感を与えながら、うるおいを閉じ込める製剤設計の夜用クリーム「アイビーコスモス II ナイトリンクルガード」（医薬部外品）を発売しました。

令和3年12月には、「幸福感を漂わせる色」と「うるおいと輝くツヤ感」を付与しメイクで明るい気持ちへと導くメイクセット『アイビー メイクアップコレクション フォーチュントウインクル』を発売し、好評を得ております。製品としては、血色感と輝きを与え、自然なツヤ肌へ仕上げるピンクパールのクリームタイプのハイライト「アイビー ハイライトクリーム PK」、ほのかに色づく透明感のあるピンク色とツヤ感を与えるリップオイル「アイビー リップオイル PK」、大人の可愛さを添える上品なバーガンディ色で、一塗りでもしっかり色づく密着感とボリューム&ロング感で羽のようなフサフサまつ毛に仕上げるマスカラ「アイビー マスカラ RD」、爪にうるおいを与えて乾燥によるトラブルを防ぐネイル用オイルエッセンス「アイビー ネイルオイル」のセットを発売しました。

健康食品では「美しく生き続けるための基本は健康から」といった考えのもと、令和4年2月には、栄養機能食品としてビタミンC、ビタミンE、その他黒人参粉末などを配合し、澄んで輝くようないきいきとした毎日をサポートする「インナークリスタル」を発売し、好評を得ております。

基礎研究分野につきましては、前事業年度に引き続き機能性の高い化粧品・健康食品の基盤になる「有用素材の探索」に力を入れ、研究を行ってまいりました。その研究成果は当事業年度に発売のスキンケアシリーズ『アイビーコスモス』等に応用しております。また、化粧品・医薬部外品・健康食品に応用可能な、生体のホメオスタシスの維持作用を持つ新規有用成分の発見・作用機序解析と製剤技術の基礎研究を行い、その成果を日本バイオマテリアル学会、日本薬理学会、日本薬学会にて発表いたしました。

特許関連につきましては、令和3年8月に「PDK1の活性化抑制剤」、令和3年11月に「頭皮外用剤と、活性酸素消去作用とカルボニルタンパク生成抑制作用を制御する方法」、令和4年2月および3月に「JAK阻害剤」について、合計4件の特許を取得致しました。

美容研究分野につきましては、お客様に安心してご使用いただける製品の提供を目指し、製品特性に応じ、皮膚科専門医と共に厳密な連用評価を実施し、安全性と有用性の両立を追求してまいりました。また、当社がこれまで蓄積してきた皮膚科学データに基づき論文投稿を行い、日本化粧品学会誌 Vol.42, No.1, pp.1-8 (2018)に掲載された論文「口唇乾燥状態の客観的評価法とその要因について」が第九回優秀論文賞を受賞し、令和3年6月開催の学会において表彰を受けました。

今後も各種評価方法に基づいて製品評価を行い、DDS概念を応用した高い有用性と、安心してお使いいただける高い安全性を追求した製品をお客様に届けてまいります。また、研究成果は論文投稿、国内外の学会発表を通じて積極的に外部発信してまいります。

なお、当事業年度の研究開発費の総額は195,157千円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は、46,909千円であります。主なものは、美里工場機械装置3,554千円、開発研究所測定器9,290千円、新製品金型代22,900千円、電話機更新代10,000千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。なお、セグメント情報を記載していないため、事業所に係るセグメントの名称は、記載しておりません。

令和4年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
美里工場 (埼玉県児玉郡美里町)	化粧品等の生産設備	108,350	21,534	456,805 32,303㎡	951	587,642	21
開発研究所 (埼玉県児玉郡美里町)	化粧品等の開発研究施設	29,470	-		11,001	40,472	14
美里物流センター (埼玉県児玉郡美里町)	物流倉庫	24,624	-		892	25,517	-
本社 (東京都港区)	統括業務施設	3,797	4,152	- (-)	9,145	17,095	57
アルテミス東京 (東京都港区)	情報発信拠点	83	-	- (-)	-	83	-
富士研修センター (山梨県南都留郡忍野村)	教育施設	58,614	-	52,666 (5,393㎡)	48	111,329	-
京都推進部 (京都市中京区)	販売施設	2,433	-	- (-)	-	2,433	13
大阪推進部 (大阪市北区)	"	3,307	-	- (-)	62	3,369	18
山陰事業部 (鳥取県米子市)	"	4,246	-	- (-)	658	4,904	5
九州事業部 (福岡市博多区)	"	176	-	- (-)	119	295	8

- (注) 1. 本社には、貸与中の建物(165.6㎡)を含んでおり、その貸与先は㈱ユウガであります。
2. 美里工場、開発研究所及び美里物流センターは同一敷地内にあるため、土地は区分記載しておりません。
3. 従業員数には嘱託社員、退職者及び臨時雇用者は含まれておりません。
4. 東日本事業部は本社内に開設しており、本社に含めております。
5. 関西事業部は大阪推進部と同じ建物に開設しているため、大阪推進部に含めております。
6. 上記の内、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

本社(統括業務施設)	賃借料年額	202,786千円	差入保証金	244,216千円
大阪推進部(販売施設)	賃借料年額	18,655千円	差入保証金	30,247千円

8. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は以下のとおりであります。

名称	数量 (台)	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
事務用機器、コンピュータ等 (所有権移転外ファイナンス・リース)	308	1～7	6,254	11,659
車両運搬具(オペレーティング・リース)	20	2～5	9,798	9,183

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
A種優先株式	1,000,000
計	17,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和4年3月31日)	提出日現在発行数(株) (令和4年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,104,000	5,104,000	東京証券取引所 JASDAQ(スタン ダード)(事業年度末現 在) スタンダード市場(提出 日現在)	単元株式数 100株
A種優先株式	500,000	500,000	非上場	単元株式数 100株
計	5,604,000	5,604,000	-	-

(注) A種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 優先配当金、累積条項、非参加条項

- 当社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該普通株式配当に先立ち、A種優先株式1株につき、次項に定める額の剰余金の配当(以下「A種優先配当」という。)を行う。
- A種優先配当金の額は、1株につき60円とし、金銭で支払うものとする。なお、A種優先株式が発行された事業年度におけるA種優先配当の額は、1株につき60円を、A種優先株式発行日の翌日から当該事業年度の末日までの日数に応じて、1年を365日とする日割り計算により算出した額(少数部分については、切捨の額)とする。
- 当社は、毎事業年度の末日、毎年9月30日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、前項で定めた額を上限として、取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「A種無配時優先配当」という。)を行うことが出来る。
- A種優先配当又はA種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当社は、その不足額を累積し、翌期以降第1項から第3項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先配当又はA種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「A種累積未払配当」という。)を行う。
- 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先配当、A種無配時優先配当及びA種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

- 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、「A種累積未払配当」不足額を支払う。
- 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、「A種累積未払配当」支払いのほか、A種優先株式1株につき、普通株式と同順位で、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。ただし、分配可能な残余財産が、A種優先株式払込金に相当する金額を超える場合には、普通株主に先立ち、A種優先株式払込金に相当する金額を支払い、それ以上の残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A種優先株式を有する株主は、株主総会において決議すべきすべての議案について議決権を有しないものとする。

(4) 種類株主総会

1. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
2. 定款第20条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。
3. 定款第21条、第22条及び第24条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
4. 定款第23条の規定は、会社法第324条の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

(5) 金銭を対価とする取得条項

1. 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、次項に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる(当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。
2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、以下の算式による取得価額とする。
[算式] A種優先株式1株当たりの取得価額 = [A種優先株式1株当たりの払込金額] + [A種優先株式発行の翌日から金銭対価取得条項取得日までの日数に応じて、1年につき60円の割合による金額(1年未満の期間部分については1年を365日とする日割り計算によるものとする。)] - [当社がA種優先株式につき支払ったA種優先配当、A種無配時優先配当及びA種累積未払配当の合計額]

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

1. 当社は、普通株式の分割又は併合を行う場合及び法令に定める場合を除き、A種優先株式につき株式の分割又は併合を行わない。普通株式の分割又は併合を行う場合には、A種優先株式も同様の比率で分割又は併合を行い、定款第12条及び第13条に定める事項も、合理的な割合で調整されるものとする。
2. A種優先株式に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得することについては、当社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の事項

当社は、当社定款第6条、第8条、第12条から第17条に定めるほか、A種優先株式に関する事項について、これをA種優先株式の発行に先立って、取締役会の決議で定める。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

ア.令和4年2月16日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

決裁年月日	令和4年2月16日
新株予約権の総数(個)	12,200個 本第3回新株予約権 10,000個 本第4回新株予約権 2,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と内容及び数(数)	1,220,000株(新株予約権1個につき100株) 本第3回新株予約権 普通株式 1,000,000株 本第4回新株予約権 普通株式 220,000株
新株予約権の払込金額	総額7,513,000円 (本第4回新株予約権1個につき715円、本第4回新株予約権1個につき165円)
新株予約権の行使期間	自 令和4年3月8日 至 令和7年3月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	<p>当該新株予約権の行使については、自己株式を160,000株充当致し、1,060,000株は新株を発行します。これにより、増加する資本金及び資本準備金は、</p> <p>資本金 450,000,000円 資本準備金 450,000,000円</p> <p>の予定です。</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。</p>
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<p>1,003,513,000円 (差引手取金概算額:971,473,000円) (内訳)</p> <p>本第3回新株予約権新株予約権発行による調達額: 7,150,000円 新株予約権行使による調達額:600,000,000円 本第4回新株予約権新株予約権発行による調達額: 363,000円 新株予約権行使による調達額:396,000,000円</p> <p>差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。</p>

新株予約権の行使の条件	<p>当初行使価額 本第3回新株予約権 600円 本第4回新株予約権 1,800円</p> <p>本第3回新株予約権については、当社は、行使価額の修正が行われるものとし、割当日以後、本第3回新株予約権の発行要項第17項に定める本第1回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が600円（以下、「下限行使価額」といいます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>本第4回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第4回新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第4回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします。この場合の行使価額は、各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（修正日価額）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が600円（下限行使価額。本第4回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。</p>
割当先	三田証券株式会社に対して第三者割当の方法によって行いました。
新株予約権の残高数（個）	12,200個 [12,070個] 本第3回新株予約権 10,000個 [9,870個] 本第4回新株予約権 2,200個 [2,200個]

当事業年度の末日（令和4年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（令和4年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質は以下のとおりであります。
- (1) 株価の下落により、新株予約権の行使価額が下方修正された場合でも、新株予約権の目的となる株式の数は変わりません。
 - (2) 行使価額の修正の基準及び頻度
修正の基準：直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額
修正の頻度：毎営業日
 - (3) 行使価額の下限
本第3回新株予約権 600円
本第4回新株予約権 600円（行使価額修正型の新株予約権に転換した場合）
 - (4) 目的となる株式の数
本第3回新株予約権 普通株式 1,000,000株
本第4回新株予約権 普通株式 220,000株
 - (5) 当社の決定による繰上償還を可能とする旨の条項はありません。
 - (6) 権利の行使に関する事項について、引受先との間の特段の取決めはありません。
 - (7) 当社の株券の売買に関する事項について、引受先との間の特段の取決めはありません。
 - (8) 当社の株券の貸借に関する事項について、引受先と特別利害関係者との間の特段の取決めはありません。
 - (9) その他投資家の保護を図るための必要な事項
本新株予約権の発行にあつては、本発行要項及び割当予定先との間で締結される買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・

オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を定めております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当事業年度における行使の状況

本第1回新株予約権

	第4四半期会計期間 (令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで)	第47期 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使条件付新株予約権等の数(個)	-	4,500
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	450,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	640
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	288
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権等の数の累計(個)	5,000	5,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の交付株式数(株)	500,000	500,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の平均行使価額等(円)	636	636
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の資金調津額(百万円)	318	318

本第2回新株予約権

	第4四半期会計期間 (令和4年1月1日から 令和4年3月31日まで)	第47期 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使条件付新株予約権等の数(個)	-	4,800
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	480,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	767
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	368
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権等の数の累計(個)	4,800	4,800
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の交付株式数(株)	480,000	480,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の平均行使価額等(円)	767	767
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の資金調津額(百万円)	368	368

(注) 第1回、第2回新株予約権の権利行使は完了しました。

本第3回新株予約権

	第4四半期会計期間 (令和4年3月8日から 令和4年3月31日まで)	第47期 (令和4年3月8日から 令和4年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使条件付新株予約権等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の資金調津額(百万円)	-	-

(注) 第3回新株予約権の権利行使は、当事業年度にはありませんでした。

本第4回新株予約権

	第4四半期会計期間 (令和4年3月8日から 令和4年3月31日まで)	第47期 (令和4年3月8日から 令和4年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使条件付新株予約権等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の資金調津額(百万円)	-	-

(注) 第4回新株予約権の権利行使は、当事業年度にはありませんでした。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成29年4月1日 (注)1.	2,552,000	5,104,000	-	804,200	-	343,800
平成30年12月25日 (注)2.	500,000	5,604,000	500,000	1,304,200	500,000	843,800

(注)1. 普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。

2. 有償第三者割当(A種優先株式)

発行価額 1株につき金2,000円

資本組入額 1株につき金1,000円

割当先 株式会社白銀社

(5) 【所有者別状況】

普通株式

令和4年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	23	107	18	21	4,119	4,291	-
所有株式数(単元)	-	1,273	3,303	10,500	1,920	180	33,573	50,749	29,100
所有株式数の割合(%)	-	2.51	6.51	20.69	3.78	0.35	66.15	100.00	-

(注)自己株式161,198株は「個人その他」に1,611単元及び「単元未満株式の状況」に98株を含めて記載しております。なお、自己株式161,198株は株主名簿記載上の株式数であり、令和4年3月31日現在の実質所有株式数は160,598株であります。

A種優先株式

令和4年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	500,000	-	-	-	500,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(6)【大株主の状況】

令和4年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社白銀社	東京都港区赤坂6-18-3	11,624	21.35
株式会社ブリーズ	東京都港区北青山2-7-13-3F	2,300	4.22
アイビー化粧品取引先持株会	東京都港区赤坂6-18-3	1,864	3.42
安藤 英基	東京都品川区	1,472	2.70
白銀 浩二	東京都港区	1,302	2.39
白銀 恵美子	東京都港区	1,301	2.39
安藤 英雄	東京都港区	1,240	2.27
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	968	1.77
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	948	1.74
越智 通武	東京都目黒区	935	1.71
計	-	23,955	44.00

- (注) 1. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有する株式のうち、483百株は当社が導入した従業員向け株式
交付信託が所有する株式、465百株は当社が導入した役員向け株式交付信託が所有する株式であります。な
お、当該株式は財務諸表において自己株式として計上しております。
2. 上記のほか、自己株式が1,605百株あります。
3. 所有株式数には、普通株式の他、A種優先株式を含めております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

令和4年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社白銀社	東京都港区赤坂6-18-3	6,624	13.47
株式会社ブリーズ	東京都港区北青山2-7-13-3F	2,300	4.68
アイビー化粧品取引先持株会	東京都港区赤坂6-18-3	1,864	3.79
安藤 英基	東京都品川区	1,472	2.99
白銀 浩二	東京都港区	1,302	2.64
白銀 恵美子	東京都港区	1,301	2.64
安藤 英雄	東京都港区	1,240	2.52
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	968	1.97
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	948	1.92
越智 通武	東京都目黒区	935	1.90
計	-	18,954	38.56

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

令和4年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 500,000	-	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 160,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,914,400	49,144	-
単元未満株式	普通株式 29,100	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,604,000	-	-
総株主の議決権	-	49,144	-

(注) A種優先株式の内容につきましては、(1)株式の総数等 発行済株式 を参照ください。

【自己株式等】

令和4年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アイピー化粧品	東京都港区赤坂6丁目18番3号	160,500	-	160,500	2.86
計	-	160,500	-	160,500	2.86

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が600株(議決権の数6個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

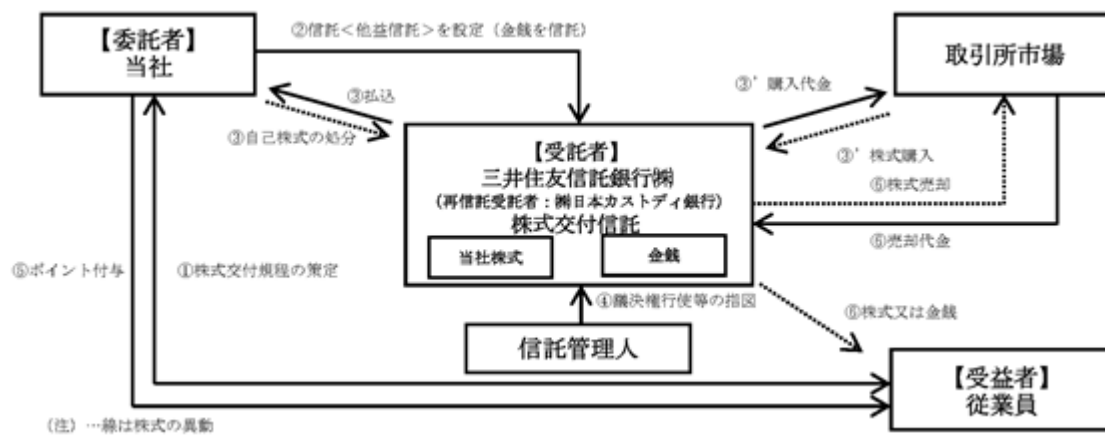
1. 「従業員向け株式交付信託」

(1) 「従業員向け株式交付信託」の概要

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員（以下、「従業員」といいます。）の当社業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式交付信託」を導入いたしました。

当社は、従業員向けインセンティブ・プランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、本制度の導入を検討してまいりました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、信託を通じて当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、当社取締役会が定める従業員株式交付規程に従い、従業員の職位や会社業績等に応じて、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。



当社は、従業員の業績や株価への意識向上等を目的として株式交付制度を導入します（従業員株式交付規程を制定し、一定の要件を充足した従業員（以下、従業員）に対し株式を交付する義務を負います。）。

当社は従業員株式交付規程の対象となる従業員を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）」（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。

本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、今後交付が見込まれると合理的に見積られる数の株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。

当社から独立した信託管理人を設置し、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。

当社は、あらかじめ定めた従業員株式交付規程に基づき、従業員に対し、ポイントを付与していきます。

従業員株式交付規程の要件を満たした従業員は、受託者から株式の交付を受けます。なお、あらかじめ従業員株式交付規程・信託契約に定めることにより交付する株式を市場にて売却し、金銭を交付することが可能です。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

本信託について

名称	従業員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	従業員のうち従業員株式交付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社青山総合会計事務所
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
本信託契約の締結日	平成29年8月
金銭を信託する日	平成29年8月
信託の期間	平成29年8月～令和5年8月(予定) 期間を1年延長いたしました。

(2) 「従業員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数等

区分	株数	金額
「従業員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数	68,925株	544,507千円(注)
当事業年度における交付株数	6,293株	49,714千円(注)
当事業年度末における「従業員向け株式交付信託」が所有する株数	48,311株	381,656千円(注)
当事業年度に株式給付引当金繰入額として経費及び製造原価に算入した株数	11,617株	91,774千円(注)

(注) 「従業員向け株式交付信託」の取得単価は7,900円です。

(3) 「従業員向け株式交付信託」による受益権その他の権利を受けることが出来る者の範囲

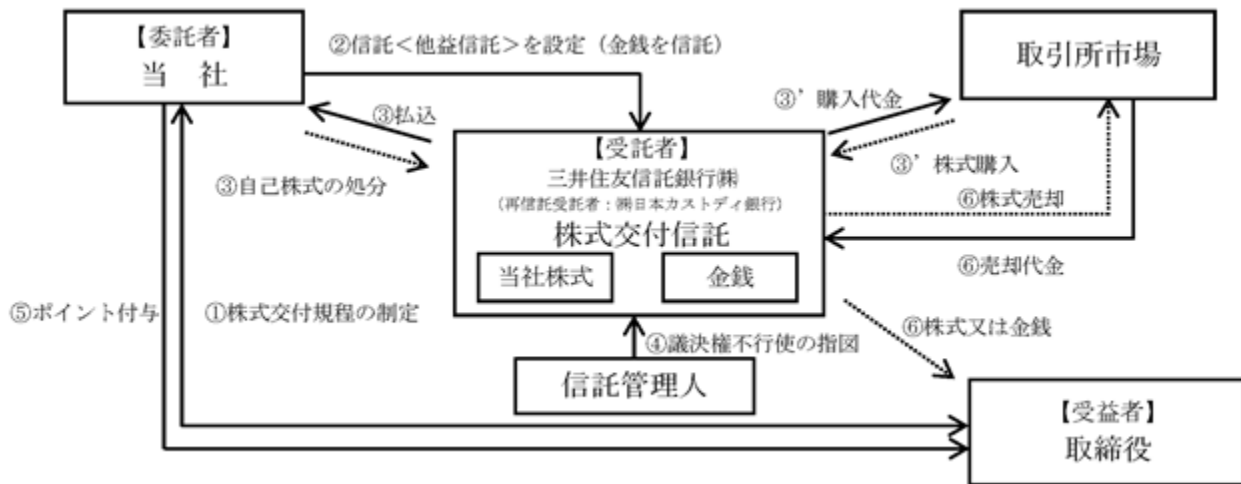
従業員(正社員、嘱託社員、契約社員、準社員)のうち従業員株式交付規程に定める受益者要件を満たす者

2. 取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の内容

(1) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」の概要

当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役(以下「取締役」といいます。)の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」を導入いたしました。

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、業績等の一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。



当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象とする株式交付規程を制定します。当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対し議決権不行使の指示を行い、受託者は、この指示に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。株式交付規程に基づき、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しポイントを付与していきます。株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（２）信託の設定

当社は、後記（７）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記（５）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（３）信託期間

信託期間は、平成29年8月から令和5年8月（予定）まで（期間を1年延長いたしました。）。但し、後記（４）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（４）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、取締役の報酬として、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、前記（３）の信託期間中に、金1,500百万円（を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必

要な当社株式の追加取得資金として、本信託の延長年数に金300百万円を乗じた金額（うち、社外取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、本信託の延長年数に金8百万円を乗じた金額）を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、延長された信託期間内に後記（6）のポイント付与及び後記（7）の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（5）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記（4）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（4）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（6）各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位及び業績に応じたポイントを付与します。

（平成29年度から令和3年度まで）

役位	業績			
	当期純利益が前事業年度比増益の場合		当期純利益が前事業年度比減益の場合	
	売上高が前事業年度比増収の場合	売上高が前事業年度比減収の場合	売上高が前事業年度比増収の場合	売上高が前事業年度比減収の場合
代表取締役社長	4,000	3,200	2,400	1,200
取締役会長	700	560	420	210
取締役副会長	500	400	300	150
取締役副社長	1,000	800	600	300
専務取締役	800	640	480	240
常務取締役	600	480	360	180
取締役	400	320	240	120
社外取締役	200	160	120	60

（令和4年度）

役位	売上高45億円以上かつ E S O P 控除前営業利益 9 億円以上	売上高45億円以上かつ E S O P 控除前営業利益 7 億円以上	売上高45億円以上かつ E S O P 控除前営業利益 5 億円以上
代表取締役社長	4,000	3,000	2,000
取締役会長	700	500	400
取締役副会長	500	400	300
取締役副社長	1,000	800	600
専務取締役	800	600	400
常務取締役	600	400	300
取締役 （ 監査等委員で ある取締役を除く）	400	300	200

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり15,000ポイントを上限とします。

（7）各取締役に對する当社株式の交付

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

本信託について

名称	役員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社青山総合会計事務所
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
本信託契約の締結日	平成29年8月
金銭を信託する日	平成29年8月
信託の期間	平成29年8月～令和5年8月(予定) 期間を1年延長いたしました。

(11) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」に取得させた株式の総数等

区分	株数	金額
「役員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数	48,500株	383,150千円(注1)
当事業年度における交付株数	-株	-千円
当事業年度末における「役員向け株式交付信託」が所有する株数	46,565株	367,863千円(注1)
当事業年度に株式給付引当金繰入額として経費及び製造原価に算入した株数	-株	-千円(注2)

(注1) 「役員向け株式交付信託」の取得単価は7,900円です。

(注2) 当事業年度における「役員向け株式交付信託」の付与ポイントを、全取締役が放棄しました。

(12) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」による受益権その他の権利を受けることが出来る者の範囲

取締役(監査等委員である取締役を除く)のうち受益者要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	80	84,400
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、令和4年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (注) 1.	930,000	1,635,813,000	13,000	22,865,700
保有自己株式数	160,598	-	147,598	-

(注) 1. その他の当事業年度及び当期間の内訳は、新株予約権の権利行使であります。

2. 当期間における保有自己株式数には、令和4年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び新株予約権の権利行使による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、企業体質の強化と今後の事業展開に備えて、内部留保による資本充実を図るとともに、収益の動向を勘案しながら、できるだけ高水準の利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

この剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

しかしながら、当事業年度の配当につきましては、誠に遺憾ながら、内部留保を優先したく、普通株式及びA種優先株式ともに見送らせていただきます。

今後につきましては、当社の財務体質改善も鑑み、内部留保も行い、収益の状況を勘案しながら、利益還元を行うことを検討してまいります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性、健全性、機動性を確保し、「理念」「ビジョン」「行動指針(アイビーの誓い)」を原点とした企業活動を行うことにより、理念と戦略と行動を一致させ、積極的な情報開示を行うことにより、全てのステークホルダーから信頼、満足される企業の実現に努めております。

<理念>

「愛と美と豊かさの実践と追求」

<ビジョン>

「日本の肌はアイビーがつくる」

<行動指針>

「アイビーの誓い」

- 一、アイビー化粧品は、美と美の限りなき追求をします。
- 一、アイビー化粧品は、自信と誇りをもった製品をとどけます。
- 一、アイビー化粧品は、心を豊かにし、幸福の輪を広げます。
- 一、アイビー化粧品は、地域社会への奉仕と還元につくします。

当社は、経営の合理化や経営のスピード化を図るために、重要な社内意思決定機関である、「株主総会」「取締役会」「経営会議」「戦略統合会議」で経営に関する重要事項、の審議、承認を行うことで、意思決定の迅速化とコーポレート・ガバナンスの徹底を図っております。

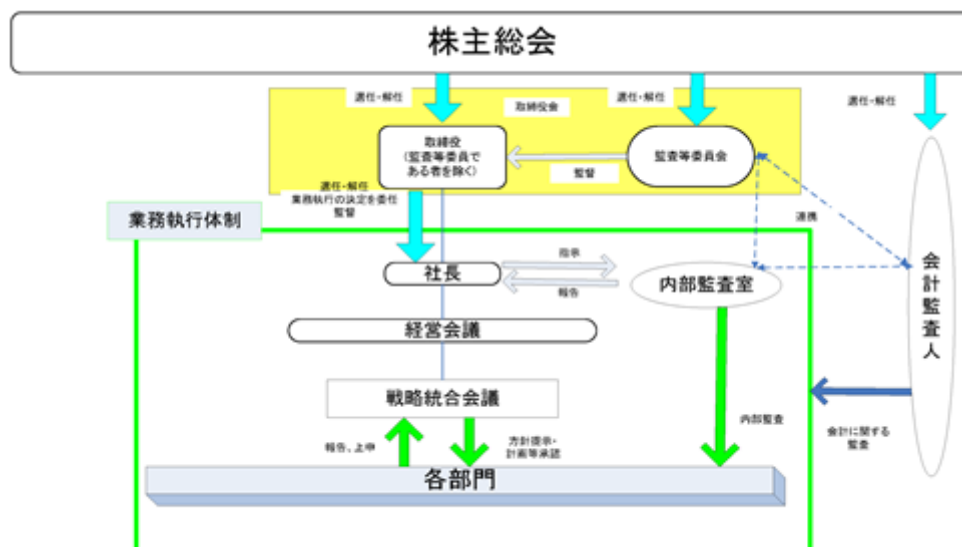
企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会の監督の機能の一層の強化、意思決定の一層の迅速化、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会の定款変更の決議により、監査等委員会設置会社に移行し、経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

当社取締役会は、取締役6名と監査等委員である取締役4名の計10名で構成され、うち3名が独立社外取締役であります。取締役会は、取締役会規則に基づき、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、各取締役の業務執行状況を監督しております。取締役会は、代表取締役社長が議長を務めています。

監査等委員会は、監査等委員4名で構成され、内3名が独立社外取締役であります。監査等委員会は、内部統制システムや内部監査部門、会計監査人との緊密な連携を活用して監査を実施することとしております。監査等委員会は、常勤監査委員が議長を務めています。

この他に、全社が一体として事業の円滑な遂行、課題問題の解決、及び方針や情報の共有を目的として、取締役、執行役員並びに各部門の責任者が出席する「経営会議」や「戦略統合会議」を開催し、経営方針の伝達、予実の管理を行っております。経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織、その他のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

- ・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」を原点として行動を徹底しております。具体的には、重要な「経営関連情報」について、重要な社内意思決定機関である「株主総会」「取締役会」「経営会議」「戦略統合会議」における議案並びに報告事項全てが各取締役へ情報が伝えられる報告体制を構築し、公正かつ適時・適切な開示が行われ、コンプライアンスの問題の早期発見と適切な対策の決定に務めております。
- ・当社の取締役会は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を責務とし、建設的な議論と戦略的な方向付け並びに適切なリスク管理を行うため、独立性と専門性をもった監査等委員である社外取締役をおき、実効性の高い監督体制を整えております。また、令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会において、資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うため、剰余金の配当等を原則として取締役会において決定できるように定款変更を行っております。
- ・当社内部監査室は、内部統制システムの整備・運用状況に関し、内部監査を実施し、その結果を定期的に取締役社長及び監査等委員である取締役に報告いたします。また、内部監査室は会計監査人とも定期的に会合をもち、情報交換に務めております。
- ・リスク管理におきましては、リスク管理ガイドラインに基づき、当社の経営に重大な影響を及ぼすリスク要因を洗い出して、損害の回避及び軽減を図るべくリスク管理計画を策定し、対応しております。
- ・当事業年度は、取締役会を15回（書面決議含む）開催し、当社の重要な意思決定を行いました。各取締役及び監査役は、企業理念、経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反なきよう審議しております。
- ・当事業年度は、監査役会は12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務遂行の監査、法令、定款等への遵守について監査しております。
- ・経営会議においては、資本政策の審議、中期経営計画の推進、重要かつ緊急経営課題の審議など、必要に応じて行っております。
- ・戦略統合会議においては、経営計画・部門計画の進捗管理、年度経営指標の予実管理、予実乖離対策方針の策定と実行指示、新製品発売の決定、月次予算管理、業務遂行についての実務的な内容の審議、規程の改定審議などを定期的かつ積極的に行っております。
- ・情報開示体制については、IR担当者をおき、適時開示、積極的なIR活動を行っております。
- ・コンプライアンス体制については、法務知識を持つ担当者をおいた専門部署を設置しております。また、当社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口を設置しております。当社ホームページも「公益通報窓口」を常設しており、情報提供者の秘匿と法令、定款等の社内規程の遵守、企業の社会的な責任の遵守、企業価値の保護に務めております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社の従業員は法令遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動しております。そのため、取締役は従業員に対し、「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」並びに企業倫理の遵守についての教育・啓発を行っております。

当社の従業員は、業務の運営について、「中期経営計画」及び「各年度予算」並びに、各部署の職務権限を定めた「職務分掌・権限規程」に基づき、業務執行を行っております。当社の取締役及び従業員は、社内における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、社内規程に従い、代表取締役社長ならびに内部監査室担当者に報告を行うこととしております。代表取締役社長は、当該報告された事実について調査・監督し、適切な対策を決定することとしております。

また、予算管理・部門計画進捗管理については、各会議体の事務局が経営状況並びに経営の重要課題につき報告書を作成し、代表取締役社長をはじめ取締役会メンバーに随時報告を行っております。

さらに、ISO（品質マネジメントシステム）対象部門については、定期的にISO事務局による内部監査を行い、その内容につき担当役員を通じて代表取締役社長に直接報告を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東光監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

なお、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間では、責任限定契約を締結しておりません。

二．取締役の定数

令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会の定款変更の決議により、当社の取締役は12名以内とする、また、取締役のうち監査等委員である取締役は5名以内とすることとしております。

ホ. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区分して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。なお、当社は、取締役の解任決議について、定款に特段の定めはありません。

(注) 当社は、令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会の決議を経て監査等委員会設置会社に移行いたしました。令和4年6月29日までは、「監査役会」が「監査等委員会」の任に、「監査役」が「監査等委員である取締役」の任にあたっておりました。

ヘ. 取締役会決議で決議できる株主総会決議事項

a. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

b. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

c. 第一回A種優先株式

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、定款で定めた額を上限として、取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「A種無配時優先配当」という。)を行うことができる旨定款に定めております。また、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、定款に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨定款に定めております。

d. 取締役会及び会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、同項第423条第1項の取締役及び会計監査人(取締役及び会計監査人であったものを含む。)の賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ト. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ. 第一回A種優先株式について議決権を有しないこととしている理由

第一回A種優先株式については議決権がありません。これは、資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性2名 (役員のうち女性の比率20.00%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役会長	白銀 恵美子	昭和14年2月20日生	昭和55年11月 当社取締役就任 平成3年2月 代表取締役社長就任 平成4年7月 代表取締役会長就任 平成8年2月 取締役会長就任(現任)	(注) 3、4	1,301
取締役社長 (代表取締役)	白銀 浩二	昭和41年4月30日生	昭和60年2月 当社入社 昭和61年11月 取締役就任 平成4年7月 常務取締役就任 平成8年2月 専務取締役就任 平成9年4月 代表取締役副社長就任 平成13年1月 代表取締役社長就任 (現任)	(注)4	1,302
常務取締役 経理部・製品企画部担当	田島 正和	昭和41年12月30日生	平成元年4月 当社入社 平成18年3月 取締役退任 平成22年9月 当社入社 経営企画室 室長 平成23年6月 株式会社アイプラティナ 取締役就任 平成24年6月 取締役就任 経営企画室 室長 平成25年4月 商品企画部 部長 兼 市場開発室 室長 平成26年3月 株式会社アイプラティナ 代表取締役就任 平成26年4月 経営企画室 室長 兼 商品企画部 (現 製品企画部) 部長 平成27年6月 常務取締役就任 平成29年4月 経営企画室 室長 平成29年5月 専務取締役就任 平成30年3月 株式会社アイプラティナ 代表清算人 平成30年9月 株式会社アイプラティナ 清算終了により代表清算人退任 平成30年10月 常務取締役 令和2年9月 当社常務取締役 経営企画 室長 兼 製品企画部長 令和4年4月 当社常務取締役 経理部担 当役員 兼 製品企画部長 令和5年5月 当社常務取締役 経理部・ 製品企画部担当(現在)	(注)4	12

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 経営管理部 部長	中山 聖仁	昭和40年12月15日生	平成14年4月 当社入社 平成17年10月 財務IRグループ 経理部 Manager 平成19年7月 執行役員 経営管理グループ 担当 兼 総務部 Manager 平成23年10月 財務本部 本部長 兼 IR室 室長 平成25年5月 経営管理部 部長 平成26年8月 経理部 部長 平成27年5月 執行役員 平成28年6月 取締役就任 平成29年5月 常務取締役就任 平成30年10月 取締役 令和4年4月 当社取締役 経営管理部 部長(現任)	(注) 4	62

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 経営企画室 室長	江川 和憲	昭和41年5月7日生	平成元年4月 当社入社 平成13年5月 営業企画部長 平成14年4月 企画本部副本部長 兼 情報企画部長 平成14年9月 管理本部副本部長 兼 生産・情報システム部長 平成15年4月 執行役員 生産・情報システム 部Manager 平成15年10月 執行役員 販売戦略本部 General Manager 兼 生産・情報システム Manager 兼 教育部Manager 平成16年4月 執行役員 販売戦略本部 General Manager 兼 営業企画部Manager 平成16年6月 取締役就任 平成18年6月 取締役退任 執行役員 営業美容教育部 副本部長 平成23年4月 執行役員 教育部 副本部長 平成24年4月 執行役員 企画本部 企画部長 平成25年5月 経営企画室長 兼 広報企画部長 平成27年5月 執行役員 営業本部長 兼 広報企画部長 平成28年4月 執行役員 営業本部 副本部長 兼 東日本事業部長 平成30年4月 執行役員 営業本部 東日本事業部長 平成30年10月 執行役員 営業本部長 令和元年6月 取締役就任 令和4年4月 当社取締役 経営企画室 室長(現任)	(注)4	6

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	白銀 佳寿子	昭和39年1月26日生	平成18年10月 株式会社アイプラティナ 代表取締役社長 平成26年3月 同社 代表取締役社長 退任 令和3年6月 取締役就任(現任) (重要な兼務の状況) 株式会社白銀社 取締役	(注) 3、4	5
取締役 (常勤監査等委員)	野本 優	昭和31年8月5日生	昭和57年9月 当社入社 平成14年6月 取締役就任 平成16年4月 顧問 平成18年4月 執行役員 社長室Manager 平成18年6月 取締役就任 平成19年6月 常務取締役就任 企画管理本部長 平成21年4月 常務取締役 営業本部長 平成22年4月 常務取締役 営業美容本部長 平成24年4月 常務取締役 平成25年5月 取締役 マーケティング部 担当役員 兼 部長 平成27年6月 常務取締役就任 マーケティング部 担当役員 兼 部長 平成28年4月 常務取締役 営業本部長 マーケティング部 担当役員 兼 部長 平成29年5月 専務取締役就任 営業本部長 平成30年4月 専務取締役 営業管理本部長 兼 営業管理部長 平成30年10月 常務取締役 社長室担当 平成31年3月 常務取締役辞任 令和元年6月 常勤監査役 令和4年6月 取締役(監査等委員)就任 (現在)	(注) 5	61

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
社外取締役 (監査等委員)	中山 圭史	昭和17年7月23日生	平成元年9月 サミー工業株式会社入社 平成5年6月 同社 取締役社長室長 平成17年6月 セガサミーホールディングス株式会社 取締役副社長 平成19年6月 同社 代表取締役副社長 平成20年5月 サミー株式会社 代表取締役社長(COO) 平成24年4月 同社 代表取締役副会長(CEO) 平成25年6月 セガサミーホールディングス株式会社 取締役相談役 平成26年1月 同社退任 平成26年1月 株式会社ケイハイブ 代表取締役社長 平成27年6月 当社社外取締役就任 平成28年2月 ハイライツ・エンタテインメント株式会社 代表取締役会長CEO 平成30年4月 同社退任 令和4年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現在)	(注)5	31
社外取締役 (監査等委員)	緒方 孝則	昭和26年8月20日生	昭和57年4月 弁護士登録 昭和62年4月 緒方綜合法律事務所開設(平成15年3月リパティ法律事務所に改称) 同事務所所長(現任) 平成15年4月 株式会社整理回収機構 常務執行役員 平成19年6月 同社退社 平成19年10月 当社監査役就任 平成30年6月 日本フェルト株式会社 社外取締役 令和4年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現在)	(注)5	84
社外取締役 (監査等委員)	和田 司	昭和39年12月20日生	平成7年11月 清友監査法人入所 平成10年5月 公認会計士登録 平成16年11月 清友監査法人 社員 平成24年6月 清友監査法人 代表社員 平成27年6月 当社監査役就任 令和4年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現在)	(注)5	31
計					2,896

- (注) 1. 令和4年6月29日開催の定時株主総会において定款の変更がなされたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役中山圭史、緒方孝則、和田司は、社外取締役であります。
3. 取締役会長白銀恵美子は、取締役社長白銀浩二の実母であります。取締役白銀佳寿子は、取締役社長白銀浩二の配偶者であります。
4. 令和4年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
5. 令和4年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、内監査等委員は3名であります。

社外取締役の中山圭史は、株式会社ケイハイブ代表取締役社長であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。中山圭史は、当社を取り巻く環境、事業の概況、近時における会社法制の変化や株式市場の状況など外部環境についての情報収集、認識の共有化、議論を行なうことで、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

社外取締役の緒方孝則は、リパティ法律事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。緒方孝則は、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言、並びにコンプライアンスについて必要な助言・提言を行っております。

社外取締役の和田司は、清友監査法人代表社員であります。当社と同法人との間には特別な関係はありません。和田司は、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言、並びに当社の経理状況について必要な助言・提言を行っております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役を選任するための独立性に関する基準はありませんが、社外取締役中山圭史、緒方孝則及び和田司は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3名は、会社との利害関係等がない独立役員であり、会社と独立した立場で社外取締役の職務を適切に行っております。

社外取締役は、取締役会において、会計監査や内部統制監査の結果について報告を受け、必要に応じて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、内部監査に従事する内部監査室担当者及び法律知識を有する法務専門担当者と連携し、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、必要に応じて、会計監査人ならびに顧問弁護士などとも意見交換を行い、助言を得ております。また、社外取締役は、内部統制システムについて、財務報告及び業務の適正性を確保しているか、内部監査室並びに経理部が実施する内部統制の整備及び運用状況を監視、検証しております。

(3) 【監査の状況】

監査役会および監査等委員会監査の状況

当社は、令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会の決議を経て監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会は監査等委員4名で構成されており、内3名が社外取締役であります。

また、当事業年度における監査役監査の状況は以下のとおりであります。

これまでの監査役会は4名で構成されており、社外監査役は2名であります。

昨年の定時株主総会終了後の監査役会において、経営方針、経営環境並びにこれまでの監査の実績を踏まえて、監査の方針や監査計画を策定し、この計画に基づいて監査を実施いたしました。

当事業年度において各監査役は、取締役会、経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、議案審議に必要な発言を行うとともに、定期的な代表取締役との意見交換や代表取締役以外の取締役や執行役員との意見交換とおして、職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧、確認を行いました。

また、常勤監査役は第2四半期および年度末の現地棚卸の立会を実施し、その結果を監査役会で報告いたしました。

監査役と会計監査人との連携においては、定期的に監査実施状況の報告を受け意見交換を実施するとともに、監査上の主要な検討事項の内容について協議を行い、さらには会計監査人が行う現地棚卸立会に同行するなど、会計監査人の監査現場の立会を行い情報の共有を実施しました。

各監査役は、それぞれの専門的視点および客観的な立場から監査活動を実施し、常勤監査役は職務の遂行上知りえた情報を社外監査役と共有し監査役会の運営を統括しました。

以上の監査活動の結果、必要と認められた場合には、取締役に対し、提言、助言および勧告を行いました。

当事業年度において当社は監査役会を12回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
中尾 幸夫	12回	12回
野本 優	12回	12回
緒方 孝則	12回	11回
和田 司	12回	12回

監査役会における主な検討事項として、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め監査を実施しました。

内部監査の状況

内部監査については、内部監査室担当者1名が監査計画に基づき、内部統制システムの整備及び運用状況を監査しております。担当者は、各部署より収集した資料・情報を基に、各部門に対しヒアリング調査を行い、監査結果を速やかに社長に報告しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東光監査法人

b. 継続監査期間

平成19年8月以降

- c. 業務を執行した公認会計士
公認会計士 勝 伸一郎
公認会計士 中川 治

- d. 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 4名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人を選定するにあたり、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を行うに当たり十分な能力を有する人員を有すること、常に最新の監査情報を有し、適切な監査を行えること、を選定方針としております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、東光監査法人の監査は、独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しており、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備されていることを確認し、監査役及び監査役会からの質問等にも適切に対応していると評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
23,000	-	23,000	-

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬
該当事項はありません。

- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定にあたっては、監査に必要な日数及び必要人員に基づき監査報酬を定めております。

e. 監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、会計監査人の監査の方法及び監査日数、必要人員を調査し、会計監査人の報酬等が相当であると判断し、会計監査人の報酬等に同意しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、令和2年11月10日開催の取締役会において、任意の報酬委員会の設置の決議を行いました。また、報酬委員会の答申を受け、令和4年6月29日開催の取締役会において、「役員報酬に関する決定方針」を決議しております。

「役員報酬に関する決定方針」は以下のとおりです。

1. 役員報酬に関する基本的な考え方

当社は、当社の取締役及の報酬制度を「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、中長期的企業価値の継続的向上と持続的成長の実現のために、適切なリスクテイクを行うための仕組み」と位置づけ、以下の点に基づき、構築・運用するものとします。

当社の業績や企業価値との連動を重視し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を高める制度とする。

業務執行の適切な監督・監査によるコーポレートガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責及び個人に応じた適切な報酬水準・報酬体系とする。

報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、すべてのステークホルダーの皆様から信頼される報酬制度とする。

具体的な役員報酬制度の設計については、今後の法制度の動向や社会的な動向を踏まえ、より適切な報酬制度となるよう継続して検討する。

2. 報酬水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容及び経営環境における状況を考慮しながら、当社と類似の企業における役員報酬水準を参考に決定します。

3. 報酬構成

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）

(a) 報酬構成の割合

取締役の報酬構成の割合（ ）は次のとおりとします。

	金銭		株式
	固定報酬	賞与	業績連動 (ESOP)
売上高45億円未満またはESOP控除前営業利益5億円未満	100.0%	-	-
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益5億円以上	94.0%	-	6.0%
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益7億円以上	91.5%	-	8.5%
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益9億円以上	89.0%	-	11.0%
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益9億円以上で、さらに業績が独断に良い	75.6%	15.1%	9.3%

() 賞与については、固定報酬額の2割として算出しております。株式報酬については、現状の取締役構成でのポイント付与基準より算出しております。

(b) 構成内容

() 固定報酬

・職責の大きさに応じた役位及び個人ごとの、固定の金銭報酬とします。

() 賞与

・短期のインセンティブ報酬として、特段に業績が良かった事業年度に対してのみ支払います。

() 株式報酬

・当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役（以下「取締役」といいます。）の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」を導入致しました。また、令和4年6月29日開催の株主総会決議により、対象から監査等委員である取締役を除いております。

- ・業績連動の株式報酬として、在任期間中に株式交付のためのポイントが付与されることで、中長期視点の株主との、利益とリスクの共有促進を図るものとしています。
- ・対象期間は、平成29年8月から令和4年8月（対象事業年度 平成28年度から令和3年度）までの約5年間としておりますが、対象期間の延長を行うことがあります（1年延長し令和5年8月までとしております。）。
- ・取締役に対する株式等の交付等は取締役の退任時としています。
- ・各事業年度において付与されるポイントは、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役にに対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位及び業績に応じたポイントを付与します。
- ・株式報酬におけるポイントの計算は下表のとおりとしています。

付与ポイント = A + B

A：異動前の基礎ポイント × 在位期間月数 ÷ 12

B：異動後の基礎ポイント × 在位期間月数 ÷ 12

（平成29年度から令和3年度まで）

役位	業績			
	当期純利益が前事業年度比 増益の場合		当期純利益が前事業年度比 減益の場合	
	売上高が前事業年度比 増収の場合	売上高が前事業年度比 減収の場合	売上高が前事業年度比 増収の場合	売上高が前事業年度比 減収の場合
	代表取締役社長	4,000	3,200	2,400
取締役会長	700	560	420	210
取締役副会長	500	400	300	150
取締役副社長	1,000	800	600	300
専務取締役	800	640	480	240
常務取締役	600	480	360	180
取締役	400	320	240	120
社外取締役	200	160	120	60

（注）各株式受給権者に交付される会社株式の数は、当該株式受給権者に付与されたポイント（なお、疑義を避けるため記載するに、失効したポイントを含まない。）に1.0（但し、会社株式について、株式分割、株式併合、株式無償割当て等、1ポイント当たりの交付株式数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じた合理的な調整を行った比率とする。以下「換算率」という。）を乗じた数（小数点以下切り捨て。以下本条において同じ。）とする。

（令和4年度）

役位	売上高45億円以上かつ E S O P控除前営業 利益9億円以上	売上高45億円以上かつ E S O P控除前営業 利益7億円以上	売上高45億円以上かつ E S O P控除前営業 利益5億円以上
代表取締役社長	4,000	3,000	2,000
取締役会長	700	500	400
取締役副会長	500	400	300
取締役副社長	1,000	800	600
専務取締役	800	600	400
常務取締役	600	400	300
取締役 （ 監査等委員で ある取締役にく ）	400	300	200

(2) 監査等委員である取締役

(a) 報酬構成の割合

監査等委員である取締役の報酬構成の割合は次のとおりとします。

() 固定報酬

- ・ 職責の大きさに応じた役位及び個人ごとの、固定の金銭報酬とします。

() 賞与

・短期のインセンティブ報酬として、特段に業績が良かった事業年度に対してのみ支払います。

	金銭		株式
	固定報酬	賞与	業績連動 (ESOP)
業績が著しく悪い	100.0%	-	-
業績が減収減益	100.0%	-	-
業績が増収減益	100.0%	-	-
業績が減収増益	100.0%	-	-
業績が増収増益	100.0%	-	-
業績が特段に良い	83.3%	16.7%	-

() 賞与については、固定報酬額の2割として算出しております。株式報酬については、監査等委員である取締役を対象としておりません。

(b) 構成内容

固定報酬

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、金銭報酬のみとし、株式報酬(ESOP)は支給しません。

4. 報酬ガバナンス

(1) 報酬委員会

当社は取締役の報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保すること等を目的として、独立社外取締役を含む任意の報酬委員会(本方針において「報酬委員会」といいます。)を設置しています。

(2) 報酬の決定方法

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬に関する基本方針である本方針は、報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しています。また、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬額は、本方針に基づき、各取締役(監査等委員である取締役を除く)の職責、役割、貢献度、業績の評価等に基づき報酬委員会で決定しています。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員会の協議において決定しています。

5. 役員報酬枠

取締役の報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定しています。

なお、当社は役員退職慰労金制度を既に廃止しており、役員退職慰労金は支給しません。

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)(令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会で決議)

・金銭

月額60百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない)

・株式

1事業年度/118,500千円以内(株式交付信託に拠出した単価1株7,900円で計算)

当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり15,000ポイントを上限とします。(1ポイント=普通株式1株)

(2) 監査等委員である取締役(令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会で決議)

・金銭

月額5百万円以内

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	376	376	-	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く。)	18	18	-	-	-	2
社外役員	9	9	-	-	-	3

(注) 当社は第42期定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度(ESOP)を導入しておりますが、当事業年度における業績連動型株式報酬制度(ESOP)の受給権を全取締役が放棄したため、業績連動報酬額は0円です。

役員ごとの報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員 区分	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)			
				固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち 非金銭報酬等
白銀 浩二	294	取締役	提出会社	294	-	-	-

(注1) 報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

(注2) 当社は第42期定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度(ESOP)を導入しておりますが、当事業年度における業績連動型株式報酬制度(ESOP)の受給権を放棄したため、業績連動報酬額は0円です。

(5) 【株式の保有状況】
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の財務諸表について、東光監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は平成30年9月に子会社を清算し、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等を整備することができる体制を構築しております。また、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が主催する研修に参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	113,430	129,384
売掛金	1,524,352	1,423,423
商品及び製品	561,415	458,361
仕掛品	12,471	4,183
原材料及び貯蔵品	545,557	527,007
前払費用	47,731	57,221
未収入金	114,897	4,903
その他	12,325	20,915
貸倒引当金	81,890	69,584
流動資産合計	2,850,291	2,555,815
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,826,056	1,826,826
減価償却累計額	1,581,147	1,599,730
建物(純額)	1,244,909	1,227,095
構築物	1,278,695	1,278,695
減価償却累計額	269,866	270,687
構築物(純額)	1,008,829	1,008,008
機械及び装置	559,711	562,878
減価償却累計額	530,686	541,343
機械及び装置(純額)	29,024	21,534
車両運搬具	69,629	69,629
減価償却累計額	63,394	65,476
車両運搬具(純額)	6,235	4,152
工具、器具及び備品	1,053,158	1,056,106
減価償却累計額	1,039,549	1,042,156
工具、器具及び備品(純額)	13,608	13,950
土地	1,350,472	1,350,472
リース資産	12,800	10,000
減価償却累計額	12,800	1,071
リース資産(純額)	-	8,928
有形固定資産合計	812,079	793,143
無形固定資産		
特許権	2,066	4,355
施設利用権	4,736	4,698
ソフトウェア	27,990	12,170
その他	1,253	11,674
無形固定資産合計	36,047	32,898

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
投資その他の資産		
長期貸付金	61,676	55,896
長期預金	1 58,811	1 58,812
前払年金費用	470,448	442,476
繰延税金資産	175,025	156,684
差入保証金	324,441	325,721
その他	1 6,150	1 9,092
貸倒引当金	79,510	78,102
投資その他の資産合計	1,017,042	970,581
固定資産合計	1,865,168	1,796,624
繰延資産		
社債発行費	289	-
繰延資産合計	289	-
資産合計	4,715,749	4,352,439
負債の部		
流動負債		
支払手形	235,654	171,466
買掛金	243,097	56,888
短期借入金	1 358,272	1 261,876
1年内償還予定の社債	276,000	136,000
1年内返済予定の長期借入金	230,008	206,672
未払金	106,291	53,995
未払費用	259,091	244,482
未払法人税等	67,099	38,841
未払消費税等	124,202	118,701
賞与引当金	70,000	25,881
株式給付引当金	49,793	91,853
返金負債	48,000	22,225
その他	169,815	25,279
流動負債合計	2,237,325	1,454,161
固定負債		
社債	238,000	102,000
長期借入金	1 682,988	1 476,316
未払役員退職慰労金	3,850	3,850
再評価に係る繰延税金負債	3 4,936	3 4,936
役員株式給付引当金	29,309	29,309
その他	6,041	14,496
固定負債合計	965,125	630,908
負債合計	3,202,450	2,085,070

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,304,200	1,304,200
資本剰余金		
資本準備金	843,800	843,800
その他資本剰余金	663,667	-
資本剰余金合計	1,507,467	843,800
利益剰余金		
利益準備金	201,050	201,050
その他利益剰余金		
別途積立金	2,353,000	2,353,000
繰越利益剰余金	1,022,157	1,292,326
利益剰余金合計	1,531,892	1,261,723
自己株式	2,717,439	1,031,996
株主資本合計	1,626,120	2,377,727
評価・換算差額等		
土地再評価差額金	₃ 117,871	₃ 117,871
評価・換算差額等合計	117,871	117,871
新株予約権	5,050	7,513
純資産合計	1,513,299	2,267,369
負債純資産合計	4,715,749	4,352,439

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
売上高	1,342,764	1,353,133
売上原価		
製品売上原価		
製品期首棚卸高	336,695	398,885
当期製品製造原価	6,810,406	6,802,355
合計	1,147,102	1,201,241
製品期末棚卸高	2,398,885	2,358,324
売上連動販売費	9,343	13,705
製品他勘定振替高	3,23,809	3,41,379
製品売上原価	733,751	815,243
商品売上原価		
商品期首棚卸高	63,051	162,529
当期商品仕入高	659,687	239,507
合計	722,739	402,037
商品期末棚卸高	2,162,529	2,100,037
商品他勘定振替高	4,9,420	4,5,927
商品売上原価	550,788	296,072
売上原価合計	1,284,540	1,111,315
売上総利益	2,142,224	2,422,817
販売費及び一般管理費	5, 6 2,117,402	5, 6 2,339,536
営業利益	24,822	83,280
営業外収益		
受取利息	8,804	5,411
受取配当金	361	0
投資不動産賃貸料	882	-
受取賃貸料	19,434	19,434
業務受託手数料	7,823	8,157
雑収入	17,099	10,403
営業外収益合計	54,406	43,407
営業外費用		
支払利息	19,195	15,283
社債利息	2,736	1,424
社債発行費償却	2,304	289
投資不動産賃貸費用	8,660	-
賃貸収入原価	25,441	25,441
雑損失	14,187	2,535
営業外費用合計	72,525	44,974
経常利益	6,703	81,713
特別利益		
投資不動産売却益	138,528	-
投資有価証券売却益	375	-
固定資産売却益	7,1,284	-
特別利益合計	140,188	-
特別損失		
減損損失	8 13,590	-
投資不動産売却損	6,862	-
投資有価証券売却損	1,364	-
投資有価証券評価損	1	-
特別損失合計	21,818	-
税引前当期純利益	125,073	81,713
法人税、住民税及び事業税	18,776	22,997
法人税等調整額	129,525	18,340
法人税等合計	148,302	41,338
当期純利益又は当期純損失()	23,228	40,375

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	405,221	49.7	465,132	58.3
労務費		116,057	14.2	131,633	16.5
経費		293,834	36.1	201,334	25.2
当期総製造費用		815,113	100.0	798,100	100.0
期首仕掛品棚卸高		8,779		12,471	
合計		823,893		810,572	
期末仕掛品棚卸高		12,471		4,183	
他勘定振替高	2	1,014		4,033	
当期製品製造原価		810,406		802,355	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際総合原価計算によっております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
減価償却費(千円)	51,023	40,856
外注加工費(千円)	189,348	108,712

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
試験研究費(千円)	280	3,892
販売促進費(千円)	733	140
合計(千円)	1,014	4,033

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,304,200	843,800	721,170	1,564,970	201,050	2,353,000	989,928	1,564,121
会計方針の変更による累積的影響額							9,000	9,000
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,304,200	843,800	721,170	1,564,970	201,050	2,353,000	998,928	1,555,121
当期変動額								
当期純損失（ ）							23,228	23,228
自己株式の取得								
自己株式の処分			57,502	57,502				
新株予約権の行使								
新株予約権の発行								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
利益剰余金から資本剰余金への振替								
当期変動額合計	-	-	57,502	57,502	-	-	23,228	23,228
当期末残高	1,304,200	843,800	663,667	1,507,467	201,050	2,353,000	1,022,157	1,531,892

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,811,748	1,621,542	2,157	117,871	120,029	-	1,501,513
会計方針の変更による累積的影響額		9,000					9,000
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,811,748	1,612,542	2,157	117,871	120,029	-	1,492,513
当期変動額							
当期純損失（ ）		23,228					23,228
自己株式の取得							
自己株式の処分	94,309	36,806					36,806
新株予約権の行使							
新株予約権の発行							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			2,157		2,157	5,050	7,208
利益剰余金から資本剰余金への振替							-
当期変動額合計	94,309	13,577	2,157	-	2,157	5,050	20,785
当期末残高	2,717,439	1,626,120	-	117,871	117,871	5,050	1,513,299

当事業年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,304,200	843,800	663,667	1,507,467	201,050	2,353,000	1,022,157	1,531,892
当期変動額								
当期純利益							40,375	40,375
自己株式の取得								
自己株式の処分								
新株予約権の行使			974,211	974,211				
新株予約権の発行								
利益剰余金から資本剰余金への振替			310,543	310,543			310,543	310,543
当期変動額合計	-	-	663,667	663,667	-	-	270,168	270,168
当期末残高	1,304,200	843,800	-	843,800	201,050	2,353,000	1,292,326	1,261,723

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,717,439	1,626,120	117,871	117,871	5,050	1,513,299
当期変動額						
当期純利益		40,375				40,375
自己株式の取得	84	84				84
自己株式の処分	49,714	49,714				49,714
新株予約権の行使	1,635,813	661,601			5,050	656,551
新株予約権の発行					7,513	7,513
利益剰余金から資本剰余金への振替		-				-
当期変動額合計	1,685,443	751,607	-	-	2,462	754,069
当期末残高	1,031,996	2,377,727	117,871	117,871	7,513	2,267,369

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	125,073	81,713
減価償却費	105,739	86,421
減損損失	13,590	-
賞与引当金の増減額(は減少)	61,500	44,118
株式給付引当金増減額(は減少)	50,030	91,774
貸倒引当金の増減額(は減少)	15,324	13,713
前払年金費用の増減額(は増加)	65,163	27,971
受取利息及び受取配当金	9,165	5,412
支払利息	21,931	16,707
社債発行費償却	2,304	289
投資有価証券売却損益(は益)	989	-
為替差損益(は益)	4,686	4
有形固定資産売却損益(は益)	1,284	-
有形固定資産除却損	0	0
投資不動産売却損益(は益)	131,666	-
売上債権の増減額(は増加)	75,343	100,928
棚卸資産の増減額(は増加)	111,172	129,892
仕入債務の増減額(は減少)	124,138	250,397
未払金の増減額(は減少)	52,934	51,342
未払費用の増減額(は減少)	13,229	14,118
預り金の増減額(は減少)	144,383	145,957
未払消費税等の増減額(は減少)	85,096	5,500
返金負債の増減額(は減少)	36,000	25,775
その他	16,774	44,356
小計	439,906	64,997
利息及び配当金の受取額	9,241	5,444
利息の支払額	22,132	17,017
法人税等の還付額	62	-
法人税等の支払額	57	30,493
営業活動によるキャッシュ・フロー	427,020	107,064
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	8,582	-
有形固定資産の取得による支出	48,802	36,909
有形固定資産の売却による収入	4,500	-
無形固定資産の取得による支出	3,684	16,605
投資不動産の売却による収入	353,420	111,938
貸付金の回収による収入	16,045	6,159
差入保証金の差入による支出	158	1,487
差入保証金の回収による収入	467	207
投資活動によるキャッシュ・フロー	330,370	63,303

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	322,896	96,396
長期借入れによる収入	200,000	-
長期借入金の返済による支出	228,004	230,008
社債の償還による支出	376,000	276,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	-	911
自己株式の取得による支出	-	84
新株予約権行使に伴う自己株式の処分による収入	30,000	656,551
新株予約権の発行による収入	5,497	7,513
配当金の支払額	1,990	954
財務活動によるキャッシュ・フロー	693,392	59,710
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,686	4
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	68,684	15,954
現金及び現金同等物の期首残高	44,745	113,430
現金及び現金同等物の期末残高	113,430	129,384

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～47年
構築物	7～50年
機械及び装置	5～9年
工具、器具及び備品	2～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) リース資産

イ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

3年間で均等償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 株式給付引当金

社員株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。当事業年度末は、年金資産の額が退職給付債務を超過しているため、その超過額442,476千円は、前払年金費用として表示しております。

(5) 役員株式給付引当金

取締役株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、化粧品及び医薬部外品の製造販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、割戻し等を控除した金額で測定しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

貸倒引当金

イ 当事業年度の財務諸表に計上した額

(単位：千円)

勘定科目	前事業年度計上額	当事業年度計上額
貸倒引当金(流動)	81,890	69,584
貸倒引当金(固定)	79,510	78,102

ロ 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

貸倒引当金については、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。当社は全販売会社に決算書の提出を求めており、各販売会社の決算数字及び研修動員などの活動状況及び各販売会社からの入金実績や経営状況のヒアリングを通じて与信ランクを作成しており、そのデータに基づき算出しております。

当社は、現状の貸倒引当金計上額で、当社が認識しうる信用リスクから発生する可能性のある損失を適切に見積もっていると考えておりますが、貸倒引当金の見積りは基本的に過去のデータにより計算しているため、将来見込等の要素も加えているものの急激な経済金融情勢の変化等により、実際の貸倒損失が引当金計上額と相違する可能性があります。

棚卸資産

イ 当事業年度の財務諸表に計上した額

(単位：千円)

勘定科目	前事業年度計上額	当事業年度計上額
商品及び製品	561,415	458,361
仕掛品	12,471	4,183
原材料及び貯蔵品	545,557	527,007

ロ 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度末の棚卸資産の計上額は、在庫原価から「評価損」を(収益性の低下に伴う簿価切下)差し引いた金額です。また翌事業年度以降の数年間における出荷予測数と棚卸資産の品質期限とを照らし合わせて、出荷見込みの低い棚卸資産の金額を「評価損」として算出しており、「評価損」の金額は売上原価に含まれておりません。

当社の取引先である販売会社については、全販売会社から決算報告書を手入しており、その売上原価合計は50億円を超えておりますが、当社の近年における売上高との差異は流通在庫調整によるものです。また、販売会社の在庫状況についても、各種データやヒアリングにより確認しており、その在庫状況は一部の販売会社を除き、令和2年9月頃に適正水準に収れんと推測しております。当事業年度は、新型コロナウイルス感染症の変異種が繰り返し流行し、当初予定していた会議やイベント、研修、勉強会のほとんどが中止または延期を余儀なくされ、受注活動を十分に行うことが出来なかったこと、次年度における「ホワイトパワーセラム」のリニューアルを告知したことにより、苦戦しました。製品ごとの出荷予測数値は、過去数年の出荷数と上記流通在庫その他の状況を考慮し、今後も販売会社の売上高が過去のトレンドで推移すると仮定し、算出しております。

当社は、現状の在庫評価基準に基づく「評価損」を差し引いた棚卸資産計上額が適正であると考えておりますが、化粧品市場におけるマーケットの変化や経済情勢の変化等により、棚卸資産の「評価損」と将来における廃棄金額が相違する可能性があります。

繰延税金資産

イ 当事業年度の財務諸表に計上した額

(単位：千円)

勘定科目	前事業年度計上額	当事業年度計上額
繰延税金資産	175,025	156,684

ロ 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法については、繰延税金資産の回収可能性を、将来の企業の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて判断することとしております。当事業年度においては、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針における課税所得見通しの分類4に該当致しますが、将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることを合理的な根拠をもって説明することが出来ますので、分類3の基準で計上しております。

前事業年度末においては、『新型コロナウイルスの変異により、向こう数年間は新型コロナウイルスの影響は避けられない』との前提に基づき、具体的な影響として、各種研修の開催や動員に制約が続き、新規販売員および新規顧客の獲得に苦戦すると想定し、翌5年間の課税所得見通し合計額を見積もりましたが、当事業年度においても前事業年度と同様の前提と具体的な影響の想定に基づき、翌5年間の課税所得見通し合計額を1,537百万円と見積もっております。

なお、上記課税所得見通しについては、より保守的に算出しており、当社の売上利益計画とは異なります。

将来において当社の経営成績が大きく変動する場合、当社の税区分が変更される場合、税制が変更される場合、あるいは繰延税金資産についての会計規則等が変更される場合には、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、

- (1) 従前販売費及び一般管理費にて経費処理しておりました「経営指導料」「販促助成金」「(売上連動のキャッシュバック)販売促進費」を、売上割戻にて処理しております。
- (2) 従前販売費及び一般管理費にて経費処理しておりました「(売上連動の製品支給)販売促進費」を、売上原価にて処理しております。
- (3) 従前販社の保有する在庫の交換に要する費用として、製品の原価相当額を「返品廃棄損失引当金」として見積り計上し、売上原価に反映しておりましたが、返金負債を売上のマイナス項目として見積り計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項に定める原則的な取扱いに従っており、前事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、前事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を遡及適用しております。

この結果、遡及適用を行う前に比べて、前事業年度の売上高は336,079千円減少し、売上原価が343千円増加し、販売費及び一般管理費は309,423千円減少しております。また、営業利益は27,000千円、経常利益は27,000千円、経常利益は27,000千円、当期純利益は27,000千円減少しております。

前事業年度のキャッシュ・フロー計算書は、税引前当期純利益は27,000千円減少し、返品廃棄損失引当金の増減額は27,000千円増加しております。

前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は9,000千円減少しております。

前事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失はそれぞれ、9.20円、6.97円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「返品廃棄損失引当金の増減額」として表示していたものについて、会計方針の変更に伴い、当事業年度より「返金負債の増減額」として表示しております。

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた預り金の増減額は、金額の重要性が高い為、当事業年度より「預り金の増減額」として別掲表示しております。

(追加情報)

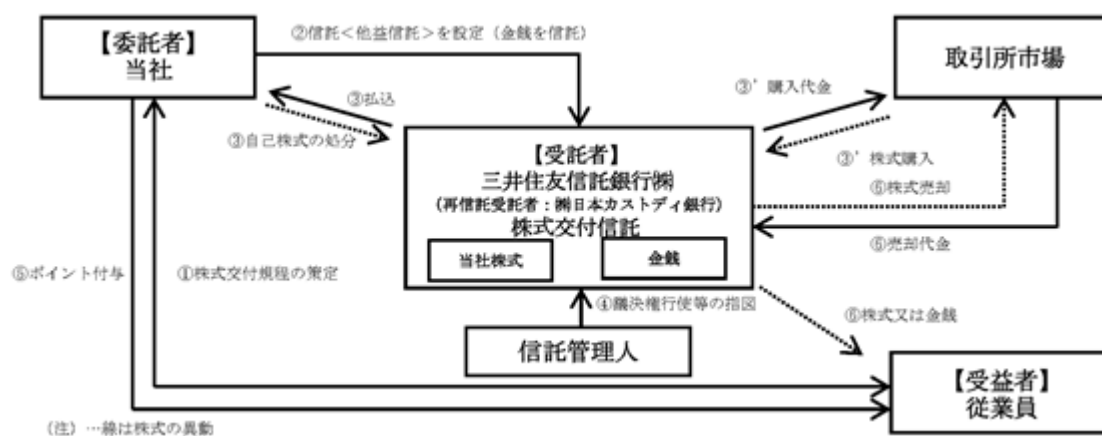
1. 「従業員向け株式交付信託」

(1) 「従業員向け株式交付信託」の概要

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員（以下、「従業員」といいます。）の当社業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式交付信託」を導入いたしました。

当社は、従業員向けインセンティブ・プランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、本制度の導入を検討してまいりました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、信託を通じて当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、当社取締役会が定める従業員株式交付規程に従い、従業員の職位や会社業績等に応じて、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。



当社は、従業員の業績や株価への意識向上等を目的として株式交付制度を導入します（従業員株式交付規程を制定し、一定の要件を充足した従業員（以下、従業員）に対し株式を交付する義務を負います。）。

当社は従業員株式交付規程の対象となる従業員を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）」（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。

本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、今後交付が見込まれると合理的に見積られる数の株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。

当社から独立した信託管理人を設置し、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。

当社は、あらかじめ定めた従業員株式交付規程に基づき、従業員に対し、ポイントを付与していきます。

従業員株式交付規程の要件を満たした従業員は、受託者から株式の交付を受けます。なお、あらかじめ従業員株式交付規程・信託契約に定めることにより交付する株式を市場にて売却し、金銭を交付することが可能です。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

本信託について

名称	従業員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	従業員のうち従業員株式交付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社青山総合会計事務所
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
本信託契約の締結日	平成29年8月
金銭を信託する日	平成29年8月
信託の期間	平成29年8月～令和5年8月(予定) 期間を1年延長いたしました。

(2) 「従業員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数等

区分	株数	金額
「従業員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数	68,925株	544,507千円(注)
当事業年度における交付株数	6,293株	49,714千円(注)
当事業年度末における「従業員向け株式交付信託」が所有する株数	48,311株	381,656千円(注)
当事業年度に株式給付引当金繰入額として経費及び製造原価に算入した株数	11,617株	91,774千円(注)

(注) 「従業員向け株式交付信託」の取得単価は7,900円です。

(3) 「従業員向け株式交付信託」による受益権その他の権利を受けることが出来る者の範囲

従業員(正社員、嘱託社員、契約社員、準社員)のうち従業員株式交付規程に定める受益者要件を満たす者

(4) 当事業年度における「従業員向け株式交付信託」の見積りについて

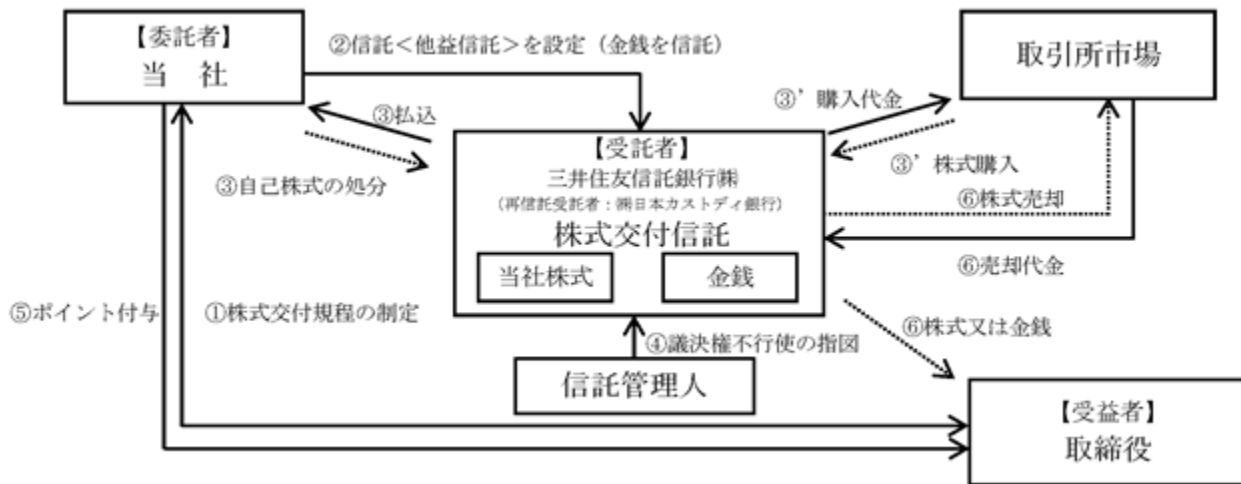
当事業年度におきましては、売上高は3,534,133千円(前事業年度比3.1%増)、当期純利益は40,375千円(前事業年度 23,228千円)でありましたので、増収増益の実績でした。当事業年度にかかわる業績連動型株式報酬制度で付与されるポイントによる見積金額は91,774千円であります。

2. 取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の内容

(1) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」の概要

当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役(以下「取締役」といいます。)の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」を導入いたしました。

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、業績等の一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。



当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象とする株式交付規程を制定します。
当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対し議決権不行使の指示を行い、受託者は、この指示に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
株式交付規程に基づき、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しポイントを付与していきます。
株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（２）信託の設定

当社は、後記（７）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記（５）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（３）信託期間

信託期間は、平成29年8月から令和5年8月（予定）まで。（期間を1年延長いたしました。）但し、後記（４）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（４）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、取締役の報酬として、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、前記（３）の信託期間中に、金1,500百万円（うち、社外取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として金40百万円）を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以

下も同様です。)本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、本信託の延長年数に金300百万円を乗じた金額(うち、社外取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、本信託の延長年数に金8百万円を乗じた金額)を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、延長された信託期間内に後記(6)のポイント付与及び後記(7)の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記(4)の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位及び業績に応じたポイントを付与します。

(平成29年度から令和3年度まで)

役位	業績			
	当期純利益が前事業年度比増益の場合		当期純利益が前事業年度比減益の場合	
	売上高が前事業年度比増収の場合	売上高が前事業年度比減収の場合	売上高が前事業年度比増収の場合	売上高が前事業年度比減収の場合
代表取締役社長	4,000	3,200	2,400	1,200
取締役会長	700	560	420	210
取締役副会長	500	400	300	150
取締役副社長	1,000	800	600	300
専務取締役	800	640	480	240
常務取締役	600	480	360	180
取締役	400	320	240	120
社外取締役	200	160	120	60

(令和4年度)

役位	売上高45億円以上かつE S O P 控除前営業利益9億円以上	売上高45億円以上かつE S O P 控除前営業利益7億円以上	売上高45億円以上かつE S O P 控除前営業利益5億円以上
代表取締役社長	4,000	3,000	2,000
取締役会長	700	500	400
取締役副会長	500	400	300
取締役副社長	1,000	800	600
専務取締役	800	600	400
常務取締役	600	400	300
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	400	300	200

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり15,000ポイント(うち社外取締役分は400ポイント)を上限とします。

(7) 各取締役に對する当社株式の交付

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

（８）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（９）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

（10）信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

本信託について

名称	役員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社青山総合会計事務所
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
本信託契約の締結日	平成29年8月
金銭を信託する日	平成29年8月
信託の期間	平成29年8月～令和5年8月（予定） 期間を1年延長いたしました。

（11）「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」に取得させた株式の総数等

区分	株数	金額
「役員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数	48,500株	383,150千円（注）
当事業年度における交付株数	-株	-千円
当事業年度末における「役員向け株式交付信託」が所有する株数	46,565株	367,863千円（注）
当事業年度に株式給付引当金繰入額として経費及び製造原価に算入した株数	-株	-千円

（注）「役員向け株式交付信託」の取得単価は7,900円です。

(12) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」による受益権その他の権利を受けることが出来る者の範囲

取締役（監査等委員である取締役を除く）のうち受益者要件を満たす者

(13) 当事業年度における「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」の見積りについて

当事業年度におきましては、近の業績動向を踏まえ、当事業年度における役員株式報酬制度の受給ポイントも全取締役が放棄することと致しましたので、当事業年度にかかわる業績連動型株式報酬制度で付与されるポイントはありません。

3. 財務制限条項

当社は、平成30年8月及び平成31年3月締結の横浜銀行との長期借入金契約において、財務制限条項が付されています。これらの契約に基づく当事業年度末の借入金残高は、次のとおりです。

(1) 平成30年8月締結の横浜銀行との長期借入金契約

契約金額	600百万円
借入実行総額	600百万円
当事業年度末借入金残高	299百万円
期間	7年

なお、下記又はの財務制限条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失します。

貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は平成30年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

損益計算上の経常損益につき2期（通期）連続して損失を計上しないこと。

(2) 平成31年3月締結の横浜銀行との長期借入金契約

契約金額	400百万円
借入実行総額	400百万円
当事業年度末借入金残高	160百万円
期間	5年

なお、下記又はの財務制限条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失します。

貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は平成30年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

損益計算上の経常損益につき2期（通期）連続して損失を計上しないこと。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
建物	222,313 千円	207,920 千円
構築物	8,329	7,584
土地	509,472	509,472
長期預金	110,010	100,010
計	813,059	824,987

(注) 担保資産の長期預金は、得意先(販売会社)6社の金融機関借入金(前事業年度末残高110,000千円、当事業年度末残高110,000千円)を担保するため、物上保証に供しているものであります。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
短期借入金	358,272 千円	261,876 千円
長期借入金	785,000	619,000
社債	514,000	238,000
計	1,657,272	1,118,876

2 保証債務

次の得意先の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
有限会社NES	20,000 千円	有限会社NES 20,000 千円
計	20,000	計 20,000

3 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日改正)に基づき土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法...「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年公布法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価格を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいております。

- ・再評価を行った年月日...平成14年3月31日

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	207,996千円	208,682千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております(は戻入額)。

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
273 千円	77,540 千円

3 他勘定振替高の内訳は販売促進費等への振替であります。

4 他勘定振替高の内訳は販売促進費等への振替であります。

5 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度47%、当事業年度42%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53%、当事業年度58%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
広告宣伝費	12,956 千円	12,719 千円
荷造運送費	98,106	89,939
販売促進費	379,403	82,680
役員報酬	393,250	404,087
給与手当	597,033	619,781
賞与	549	38,020
賞与引当金繰入額	61,600	22,289
株式給付引当金繰入額	41,909	79,015
退職給付費用	9,140	59,668
法定福利費	113,073	119,316
賃借料	367,034	367,707
旅費交通費	31,650	38,668
減価償却費	27,279	24,988
貸倒引当金繰入額	15,324	13,713

6 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
	160,503 千円	195,157 千円

7 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
土地	1,284千円	- 千円
計	1,284千円	- 千円

8 減損損失

前事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
アメリカハワイ州	投資不動産	建物及び土地
山梨県鳴沢村	遊休資産	土地

当社は、原則として、事業用資産については国内部門を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

前事業年度において、投資用不動産で将来売却を予定しているもののうち、回収可能価額が時価より下回ったものについて資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(11,145千円)として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については売却見込額により評価しております。

また、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,444千円)として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については売却見込額により評価しております。

当事業年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,104,000	-	-	5,104,000
A種優先株式	500,000	-	-	500,000
合計	5,604,000	-	-	5,604,000
自己株式				
普通株式(注)1.2.3.	1,242,492	-	50,805	1,191,687
合計	1,242,492	-	50,805	1,191,687

(注)1. 期首の普通株式の自己株式数には、従業員向け株式交付信託持分55,409株及び役員向け株式交付信託持分46,565株を含んでおります。期末の普通株式の自己株式数には、従業員向け株式交付信託持分54,604株及び役員向け株式交付信託持分46,565株を含んでおります。

2. 普通株式の自己株式数の減少50,000株は、第1回新株予約権の権利行使によるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の減少805株は、従業員向けE S O P(株式交付信託)にともなう交付によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株予約権(注)1.2.	普通株式	-	500,000	50,000	450,000	4
	第2回新株予約権(注)1.	普通株式	-	480,000	-	480,000	1
合計		-	-	980,000	50,000	930,000	5

(注)1. 第1回新株予約権及び第2回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 第1回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,104,000	-	-	5,104,000
A種優先株式	500,000	-	-	500,000
合計	5,604,000	-	-	5,604,000
自己株式				
普通株式（注）1.2.3.	1,191,687	80	936,293	255,474
合計	1,191,687	80	936,293	255,474

（注）1. 期首の普通株式の自己株式数には、従業員向け株式交付信託持分54,604株及び役員向け株式交付信託持分46,565株を含んでおります。期末の普通株式の自己株式数には、従業員向け株式交付信託持分48,311株及び役員向け株式交付信託持分46,565株を含んでおります。

2. 普通株式の自己株式数の増加80株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の減少936,293株は、第1回新株予約権の権利行使450,000株、第2回新株予約権の権利行使480,000株、及び従業員向けE S O P（株式交付信託）にともなう交付6,293株によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（百万円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株予約権（注）1.	普通株式	450,000	-	450,000	-	-
	第2回新株予約権（注）1.	普通株式	480,000	-	480,000	-	-
	第3回新株予約権（注）2.	普通株式	-	1,000,000	-	1,000,000	7
	第4回新株予約権（注）2.	普通株式	-	220,000	-	220,000	0
合計		-	930,000	1,220,000	930,000	1,220,000	7

（注）1. 第1回新株予約権及び第2回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 第3回新株予約権及び第4回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
現金及び預金勘定	113,430千円	129,384千円
現金及び現金同等物	113,430	129,384

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

当社本社・美里地区電話設備(リース工具)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
1年内	3,156	2,173
1年超	6,781	4,607
合計	9,937	6,781

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、化粧品の製造販売を行うための事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、全く行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク、取引先企業に対し行っている長期貸付は、貸付先の信用リスク、得意先（販売会社）の金融機関借入に対し実施している定期預金の物上保証の長期預金は、保証先の信用リスク、本社及び各事業所の賃貸借契約に係る差入保証金は、差入先の信用リスクにそれぞれ晒されております。外貨建の営業債権は、存在しません。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金・社債・長期借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、社債の償還日は最長で決算日後3年であります。このうち720,876千円は、金利の変動リスクに晒されておりますが、残り461,988千円は、固定金利契約であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金管理規程・与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、当社は、社外貸付金規程・社外連帯保証規程・リスク管理規定に従い、長期貸付金・物上保証・差入保証金について、経理部が貸付先・保証先・差入先ごとに残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度末における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和3年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
売掛金	1,524,352		
貸倒引当金(*2)	81,890		
	1,442,462	1,442,462	-
長期貸付金(*3)	63,799		
貸倒引当金(*2)	47,896		
	15,902	15,902	-
長期預金(*4)	58,811	58,811	-
資産計	1,517,176	1,517,176	-
支払手形	235,654	235,654	-
買掛金	243,097	243,097	-
短期借入金	358,272	358,272	-
未払法人税等	67,099	67,099	-
未払消費税等	124,202	124,202	-
社債(*5)	514,000	505,416	8,583
長期借入金(*6)	912,996	895,430	17,565
負債計	2,455,321	2,429,172	26,149

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)長期貸付金には一年内回収予定の長期貸付金が含まれております。なお、貸借対照表において「一年内回収予定の長期貸付金」は「その他の流動資産」に含めて表示しております。

(*4)当該長期預金は、貸借対照表に関する注記に記載のとおり、物上保証に供しております。この物上保証に係る貸倒損失に備えるため、貸倒引当金31,614千円を計上しておりますが、表中には含まれておりません。

(*5)社債には一年内償還予定の社債が含まれております。

(*6)長期借入金には一年内返済予定の長期借入金が含まれております。

当事業年度（令和4年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
売掛金	1,423,423		
貸倒引当金(*2)	69,584		
	1,353,838	1,353,838	-
長期貸付金(*3)	57,639		
貸倒引当金(*2)	45,412		
	12,226	12,226	-
長期預金(*4)	58,812	58,812	-
差入保証金	325,721	313,960	11,760
資産計	1,750,598	1,738,837	11,760
支払手形	171,466	171,466	-
買掛金	56,888	56,888	-
短期借入金	261,876	261,876	-
未払法人税等	38,841	38,841	-
未払消費税等	118,701	118,701	-
社債(*5)	238,000	230,746	7,253
長期借入金(*6)	682,988	643,682	39,305
負債計	1,568,761	1,522,202	46,558

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)長期貸付金には一年内回収予定の長期貸付金が含まれております。なお、貸借対照表において「一年内回収予定の長期貸付金」は「その他の流動資産」に含めて表示しております。

(*4)当該長期預金は、貸借対照表に関する注記に記載のとおり、物上保証に供しております。この物上保証に係る貸倒損失に備えるため、貸倒引当金32,690千円を計上しておりますが、表中には含まれておりません。

(*5)社債には一年内償還予定の社債が含まれております。

(*6)長期借入金には一年内返済予定の長期借入金が含まれております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度（令和3年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	113,430	-	-	-
売掛金	1,524,352	-	-	-
長期貸付金	2,122	7,251	-	54,425
長期預金	18,801	40,010	-	-
合計	1,658,705	47,261	-	54,425

当事業年度（令和4年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	129,384	-	-	-
売掛金	1,423,423	-	-	-
長期貸付金	1,742	5,508	-	50,388
長期預金	18,801	40,010	-	-
合計	1,573,350	45,518	-	50,388

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度（令和3年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	358,272	-	-	-	-	-
社債	276,000	136,000	66,000	36,000	-	-
長期借入金	230,008	206,672	180,004	100,004	65,668	130,640
合計	864,280	342,672	246,004	136,004	65,668	130,640

当事業年度（令和4年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	261,876	-	-	-	-	-
社債	136,000	66,000	36,000	-	-	-
長期借入金	206,672	180,004	100,004	65,668	30,000	100,640
合計	604,548	246,004	136,004	65,668	30,000	100,640

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価額であり調整されていないものをいう。当該価額は、時価の最適な根拠を提供するものであり、当該価額が利用できる場合には、原則として、当該価額を調整せずに時価の算定に使用する。

レベル2の時価：資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1以外のインプットをいう。

レベル3の時価：資産又は負債について観察できないインプットをいう。当該インプットは、関連性のある観察可能なインプットが入手できない場合に用いる。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（令和4年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	1,353,838	-	1,353,838
長期貸付金	-	12,226	-	12,226
長期預金	-	58,812	-	58,812
差入保証金	-	313,960	-	313,960
資産計	-	1,738,837	-	1,738,837
支払手形	-	171,466	-	171,466
買掛金	-	56,888	-	56,888
短期借入金	-	261,876	-	261,876
未払法人税等	-	38,841	-	38,841
未払消費税等	-	118,701	-	118,701
社債	-	230,746	-	230,746
長期借入金	-	643,682	-	643,682
負債計	-	1,522,202	-	1,522,202

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

各取引先の債権額は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

各取引先の債権額は、その将来キャッシュ・フローを既発国債流通利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

これらの時価は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

時価は、市場価格がなく、帳簿価額を退去までの見積り期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形、買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払消費税等

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金

時価は、市場価格がなく、元利金の合計額を当該社債又は長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,671	375	1,364
合計	8,671	375	1,364

当事業年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、役割給及び勤続年数に応じた各ポイントと勤務期間に基づいた一時金または年金を支給します。

なお、当社は、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、上記退職給付制度のほか、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定給付制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付に係る資産の期首残高(は負債)	405,284千円	470,448千円
退職給付費用	41,631	55,002
退職給付の支払額	713	4,003
制度への拠出額	22,818	23,027
退職給付に係る資産の期末残高	470,448	442,476

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	273,064千円	293,603千円
年金資産	743,512	736,080
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	470,448	442,476
前払年金費用	470,448	442,476
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	470,448	442,476

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 41,631千円 当事業年度 55,002千円

3. 複数事業主制度

確定給付制度と同様に会計処理する、複数事業主制度への要拠出額は、前事業年度 10,176千円、当事業年度 10,216千円であります。当社が加入していた東京化粧品厚生年金基金は、平成29年5月1日付厚生労働大臣から、厚生年金基金の代行部分についての過去分返上、及び東京化粧品厚生年金基金の解散、並びに東京化粧品企業年金基金の設立の認可を受けました。現在は東京化粧品企業年金基金へ拠出してあります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
年金資産の額	6,731,958千円	6,993,346千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	4,798,727	4,757,950
差引額	1,933,231	2,235,396

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

前事業年度 4.38%

当事業年度 4.39%

(3) 補足説明

上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

なお、上記の数字については、入手可能な直近時点の年金財政計算に基づく実際数値によっており、(1)～(3)に記載している前事業年度の数値は令和2年3月31日現在の、当事業年度の数字は令和3年3月31日現在の数値報告書を基に作成しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和 3 年 3 月 31 日)	当事業年度 (令和 4 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,257 千円	5,608 千円
繰延資産の償却超過額	5,551	4,030
税務上の繰越欠損金 (注 2)	464,132	443,576
貸倒引当金	49,388	45,192
賞与引当金	21,420	7,919
株式給付引当金	15,236	28,107
役員株式給付引当金	8,968	8,968
未払役員退職慰労金	1,178	1,178
返金負債	14,688	6,800
未払法定福利費	3,213	1,556
棚卸資産評価損	85,520	109,247
未払経営指導料・販社リファンド	56,851	56,606
概算計上経費	2,250	2,391
税務上追加計上した売上高	103,946	95,336
販売促進費否認	3,751	1,168
子会社清算にともなう住民税控除等の引継	7,155	5,534
その他	2,271	2,020
繰延税金資産小計	847,783	825,244
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注 2)	345,501	356,335
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	183,299	176,825
評価性引当額小計 (注 1)	528,801	533,161
繰延税金資産合計	318,982	292,082
繰延税金負債		
前払年金費用	143,957	135,397
繰延税金負債合計	143,957	135,397
繰延税金資産 (負債) の純額	175,025	156,684

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度(令和3年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	-	-	464,132	464,132
評価性引当額	-	-	-	-	-	345,501	345,501
繰延税金資産	-	-	-	-	-	118,631	(2) 118,631

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 今後5年間の課税所得見通しを合計1,537,000千円と見積もっており、繰延税金資産の一部は回収可能と考えております。

当事業年度(令和4年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	-	-	443,576	443,576
評価性引当額	-	-	-	-	-	356,335	356,335
繰延税金資産	-	-	-	-	-	87,240	(2) 87,240

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 今後5年間の課税所得見通しを合計1,537,000千円と見積もっており、繰延税金資産は回収可能と考えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.3	6.8
住民税均等割	9.5	14.6
評価性引当額の増減	70.4	5.3
法人税額の特別控除額	0.3	3.8
海外源泉税	4.4	-
その他	1.4	2.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	118.5	50.6

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当社は、米国において投資不動産としてコンドミニウム(土地を含む。)を有しておりましたが前事業年度中に全て売却致しました。

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、前事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
貸借対照表計上額		
期首残高	333,475	-
期中増減額	333,475	-
期末残高	-	-
期末時価	-	-

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 前事業年度増減額は、減価償却による減少額4,319千円、減損処理額11,145千円及び売却時簿価318,010千円であります。

また、当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
賃貸収益	882	-
賃貸費用	8,660	-
差額	7,777	-
その他(売却損益等)	138,528	-

(注) 1. 賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上しております。

2. 賃貸費用について、減価償却費が含まれております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

商品売上	3,949,481
エイド売上	35,775
売上割戻	451,123
顧客との契約から生じる収益	3,534,133
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,534,133

なお、当社は、化粧品製造・販売事業の単一セグメントであるため、報告セグメント別の記載はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、化粧品及び医薬部外品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、割戻し等を控除した金額で測定しております。対価について、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に受領しております。

従前版社の保有する在庫の交換に要する費用として、返金負債を売上のマイナス項目として計上しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,524,352
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,423,423
契約負債(期首残高)	48,000
契約負債(期末残高)	22,225

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、当事業年度末において6,463千円であります。当該履行義務は、ヘアケア・美容補助商品の販売に関するものであり、期末日後1年以内に100%収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)及び当事業年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外に所在している外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高において、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外に所在している外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高において、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

当事業年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社白銀社	東京都港区	1,000	有価証券の売買及び保有	被所有 直接 16.5% 間接 3.4%	当社代表取締役の資産管理会社	資金の返済	10,500	流動負債 その他	-

当事業年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社白銀社	東京都港区	1,000	有価証券の売買及び保有	被所有 直接 13.4% 間接 16.1%	当社代表取締役の資産管理会社	資金貸借	10,000	流動負債 その他	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

株式会社白銀社からの資金の預りについては、当社代表取締役白銀浩二が代表権を有する関連当事者との取引であり、期末の資金繰りに余裕を持たせるため無担保無金利で借り入れた資金の、返済であります。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	白銀浩二	被所有 直接 3.4%	代表取締役	資金の返済	13,448	流動負債 その他	-
				債務保証	197,996	-	-

当事業年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	白銀浩二	被所有 直接 2.6% 間接 16.1%	代表取締役	資金貸借	280,000	流動負債 その他	-
				債務保証	193,988	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

白銀浩二からの資金の預りについては、期末の資金繰りに余裕を持たせるため、無担保無金利で借り入れた資金の、返済金であります。白銀浩二からの債務保証については、保証協会からの借入に際し、代表取締役の保証を差し入れたものであります。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	131.20円	261.39円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	13.74円	2.33円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	2.32円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 期末自己株式数には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式(3年3月期 54,604株、4年3月期 48,311株)、及び「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式(3年3月期 46,565株、4年3月期 46,565株)が含まれております。また、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式(3年3月期 54,913株、4年3月期 50,731株)、及び「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式(3年3月期 46,565株、4年3月期 46,565株)を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

3. 1株当たり純資産は、純資産からA種優先株式に係る資産額を控除し算定しています。

4. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()は、当期純利益又は当期純損失()からA種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,513,299	2,267,369
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,000,000	1,000,000
(うち 資本金(千円))	(500,000)	(500,000)
(うち 資本準備金(千円))	(500,000)	(500,000)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	513,299	1,267,369
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,912,313	4,848,526

6. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	23,228	40,375
普通株主に帰属しない金額(千円)	30,000	30,000
(うち優先配当額(千円))	(30,000)	(30,000)
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円)	53,228	10,375
普通株式の期中平均株式数(株)	3,873,542	4,461,285
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	14,693
(うち新株予約権(株))	(-)	(14,693)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権及び第2回新株予約権(新株予約権の数9,800個(普通株式980,000株)) なお、概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	第3回新株予約権及び第4回新株予約権(新株予約権の数12,200個(普通株式1,220,000株)) なお、概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差引当期残 高
有形固定資産							
建物	1,826,056	769	-	1,826,826	1,599,730	18,582	227,095
構築物	278,695	-	-	278,695	270,687	820	8,008
機械及び装置	559,711	3,554	388	562,878	541,343	11,044	21,534
車両運搬具	69,629	-	-	69,629	65,476	2,082	4,152
工具、器具及び備品	1,053,158	32,584	29,636	1,056,106	1,042,156	32,242	13,950
土地	509,472	-	-	509,472	-	-	509,472
リース資産	12,800	10,000	12,800	10,000	1,071	1,071	8,928
有形固定資産計	4,309,524	46,909	42,824	4,313,608	3,520,465	65,845	793,143
無形固定資産							
特許権	2,863	2,762	-	5,625	1,270	473	4,355
商標権	9,040	-	-	9,040	9,040	-	-
施設利用権	21,234	-	-	21,234	16,535	38	4,698
ソフトウェア	156,691	3,421	-	160,113	147,942	19,241	12,170
リース資産	54,785	-	-	54,785	54,785	-	-
その他	1,253	13,183	2,762	11,674	-	-	11,674
無形固定資産計	245,868	19,367	2,762	262,473	229,574	19,753	32,898
長期前払費用	37,640	3,765	-	41,406	37,043	823	4,362
繰延資産							
社債発行費	44,419	-	-	44,419	44,419	289	-

(注1) 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

建物	増加額	
製造室2階エアコン設置		769千円
機械及び装置	増加額	
美里工場機械装置		3,554千円
工具、器具及び備品	増加額	
開発研究所測定器		9,290千円
新製品金型代		22,900千円
リース工具	増加額	
電話機更新		10,000千円
ソフトウェア	増加額	
営業所実践報告書データ化ソフト		3,421千円
リース工具	減少額	
電話機更新		12,800千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第19回無担保社債	平成28年8月25日	50,000 (50,000)	-	0.32	なし	令和3年8月25日
第20回無担保社債	平成28年8月25日	30,000 (30,000)	-	0.29	なし	令和3年8月25日
第21回無担保社債	平成29年5月25日	204,000 (56,000)	148,000 (56,000)	0.38	なし	令和6年5月25日
第22回無担保社債	平成29年6月26日	180,000 (120,000)	60,000 (60,000)	0.40	なし	令和4年6月24日
第23回無担保社債	平成30年8月27日	50,000 (20,000)	30,000 (20,000)	0.47	なし	令和5年8月25日
合計	-	514,000 (276,000)	238,000 (136,000)	-	-	-

(注) 1. ()内書きは、1年以内の償還予定額であります。
2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
136,000	66,000	36,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	358,272	261,876	2.14	-
1年以内に返済予定の長期借入金	230,008	206,672	1.29	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	1,417	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	682,988	476,316	1.28	令和4年~12年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	8,671	-	令和10年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,271,268	954,952	-	-

(注) 1. 「平均利率」は、期末の利率及び残高を使用して算定した加重平均利率であります。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	180,004	100,004	65,668	30,000
リース債務	1,478	1,543	1,610	1,681

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	161,400	-	-	13,713	147,686
賞与引当金	70,000	25,881	70,000	-	25,881
株式給付引当金	49,793	91,774	49,714	-	91,853
役員株式給付引当金	29,309	-	-	-	29,309

(注) 貸倒引当金(他流動)の減少額12,305千円、貸倒引当金(投資他)の減少額その他1,408千円は、期初における見積金額との差異によるものです。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	791
預金	
当座預金	125,525
普通預金	2,988
定期預金	5
外貨預金	46
郵便貯金	26
小計	128,592
合計	129,384

ロ．売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)SAMURAI	84,562
(株)京都アイビー	53,081
(株)アイビーリップ	36,254
(有)レスポワール	29,718
(株)アイビーコスメルーム	29,350
その他	1,190,455
合計	1,423,423

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{\quad}{(B)}$ 365
1,524,352	4,332,263	4,433,192	1,423,423	75.70	124

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記当期発生高には消費税等が含まれております。

八．商品及び製品

品目	金額(千円)
商品	
美容補助商品	82,784
化粧雑貨品等	17,252
小計	100,037
製品	
スキンケア	240,434
メイクアップ	91,434
ヘアケア	17,075
その他	9,380
小計	358,324
合計	458,361

二．仕掛品

品目	金額(千円)
スキンケア	2,253
ヘアケア	1,929
合計	4,183

ホ．原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
原材料	
原料	22,177
材料	499,677
小計	521,855
貯蔵品	
販売促進用品	3,497
広告宣伝用品	72
その他	1,582
小計	5,152
合計	527,007

へ．前払年金費用

内訳	金額(千円)
年金資産の退職給付債務超過額	442,476
合計	442,476

ト．差入保証金

相手先	金額(千円)
ユナイテッド・アーバン投資法人	244,216
三菱UFJ信託銀行(株)	31,295
その他	50,209
合計	325,721

負債の部
イ．支払手形
(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
イワキ(株)	23,121
(株)吉野工業所	19,075
東色ピグメント(株)	16,981
ホシケミカルズ(株)	15,456
アビ(株)	15,192
その他	81,637
合計	171,466

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
令和4年4月	57,512
5月	34,934
6月	48,891
7月	30,126
合計	171,466

ロ．買掛金

相手先	金額(千円)
(株)ユニッシュ	15,378
アビ(株)	8,723
東色ピグメント(株)	7,260
(株)ユーグレナ	6,402
インターナショナルトレツリース(株)	3,216
その他	15,906
合計	56,888

ハ．短期借入金

相手先	金額(千円)
(株)りそな銀行	202,676
(株)横浜銀行	59,200
合計	261,876

ニ．1年内償還予定の社債

内訳	金額(千円)
第21回 無担保社債・(株)横浜銀行	56,000
第22回 無担保社債・(株)りそな銀行	60,000
第23回無担保社債・(株)りそな銀行、東京信用保証協会	20,000
合計	136,000

ホ．1年内返済予定の長期借入金

内訳	金額(千円)
(株)横浜銀行	172,664
さわやか信用金庫	34,008
合計	206,672

ヘ．未払費用

内訳	金額(千円)
経営指導料・リファンド	184,988
給与法定福利費	29,606
夏季賞与法定福利費	4,080
その他	25,807
合計	244,482

ト．社債

内訳	金額(千円)
第21回 無担保社債・(株)横浜銀行	92,000
第23回無担保社債・(株)りそな銀行、東京信用保証協会	10,000
合計	102,000

チ．長期借入金

相手先	金額(千円)
(株)横浜銀行	366,336
(株)りそな銀行	80,000
さわやか信用金庫	29,980
合計	476,316

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	284,923	1,946,086	2,266,403	3,534,133
税引前四半期純損失()又は税引前四半期(当期)純利益(千円)	430,207	271,433	138,790	81,713
四半期純損失()又は四半期(当期)純利益(千円)	379,998	197,350	143,104	40,375
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	96.15	43.68	38.11	2.33

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	96.15	130.54	74.83	36.30

(注) 1株当たり四半期(当期)純利益又は損失()及び1株当たり四半期純利益又は損失()は、A種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL http://www.ivy.co.jp/index2.html
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第46期）（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）令和3年6月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和3年6月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第47期第1四半期）（自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日）令和3年8月6日関東財務局長に提出

（第47期第2四半期）（自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日）令和3年11月12日関東財務局長に提出

（第47期第3四半期）（自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日）令和4年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

令和3年7月6日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類

令和4年2月16日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和4年6月29日

株式会社 アイビー化粧品

取締役会 御中

東光監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 勝 伸一郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川 治

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイビー化粧品の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイビー化粧品の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>経営者は、財務諸表の作成に当たり、継続企業の前提が適切であるかどうかを評価することが求められる。また、継続企業の前提に関する評価の結果、当事業年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、当該重要な不確実性について財務諸表に注記することが必要となる。</p> <p>会社は、「A種優先株式に対する配当の見送り」といった重要事象等が存在しており、第2【事業の状況】2【事業等のリスク】（会社の経営に重要な影響を及ぼす重要事象等）に関連する開示を行っている。</p> <p>当該状況を解消するための対応策として、売上高については、販売会社教育施策の展開、販売員の販売意欲の醸成及び育成等による販売活動の活性化、販売会社等における流通在庫については、その状況の把握、与信枠の設定等による過剰在庫の防止策、損益状況については、在庫削減、経費節減による損益分岐点の引き下げなどにより、収益の改善に取り組んでいる。</p> <p>財務面においても、新株予約権の行使、追加発行による資本増強にも取り組んでおり、財務の健全性を維持している。</p> <p>経営者は、これら対応策の実行可能性、当事業年度末の現金及び預金残高129,384千円並びに翌事業年度のキャッシュ・フロー計画を考慮した結果、当事業年度末から12ヶ月間の会社のキャッシュ・フロー計画に重要な懸念が生じる恐れはないと判断しており、財務諸表において継続企業の前提に関する重要な不確実性の注記は行っていない。</p> <p>継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての判断に当たっては、経営者が策定した当該キャッシュ・フロー計画を考慮しているが、当該キャッシュ・フロー計画は、販売会社の小売価格である上代売上目標高が達成されることを前提としており、より保守的に策定している。これらの仮定は不確実性の有無についての経営者による判断に影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、継続企業の前提に関する不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性を評価するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)事象又は状況の評価 経営者の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかの評価をするため、会社が作成したチェックリストを検討した。これらの検討にあたっては、経営者への質問、取締役会及び経営会議等の資料との整合性を確かめた。</p> <p>(2)改善策の検討の評価 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策の検討を評価するため、その基礎となる将来の売上利益計画及び当事業年度末から12ヶ月間の会社のキャッシュ・フロー計画について、より保守的に検討した。これらの検討にあたっては、取締役会及び経営会議の資料並びに議事録との整合性を検証するとともに、過年度の売上利益計画の達成度合いに基づく見積りの精度を確かめた。</p> <p>将来の売上利益計画及び当該キャッシュ・フロー計画に含まれる重要な仮定である上代売上目標高の達成については、経営者と議論するとともに、過去実績からの趨勢分析及び利用可能な販売会社等のデータ分析を実施して確かめた。</p> <p>当該キャッシュ・フロー計画については、不確実性の認められる新株予約権の未行使分については考慮せず、行使状況については、基礎データを外部からの資料等と一致することを確かめ、自己資本の増強の進捗を確かめた。</p> <p>金融機関の会社に対する支援方針については、主力取引銀行に対し質問を行い、経営者からの回答との整合性を確かめた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響について経営者と議論し、収束時期や収束後の市場動向に関する経営者の仮定を確かめた。</p>

棚卸資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、令和4年3月31日現在、商品及び製品を458,361千円、仕掛品を4,183千円、原材料及び貯蔵品を527,007千円（総資産の22.7%）計上しており、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に関連する開示を行っている。</p> <p>会社は、在庫原価から「評価損」を（収益性の低下に伴う簿価切下）差し引いた金額で棚卸資産を計上しており、翌事業年度以降の数年間における出荷予測数と棚卸資産の品質期限とを照らし合わせて、出荷見込みの低い棚卸資産の金額を「評価損」として算出している。</p> <p>販売会社の在庫状況については、各種データや質問により確認している。当事業年度は、新型コロナウイルス感染症により、受注活動を十分に行えず、更に旧製品のリニューアルを告知したこと等により苦戦している。</p> <p>製品ごとの出荷予測数値は、過去数年の出荷数と上記流通在庫その他の状況を考慮し、今後も販売会社の売上高が過去のトレンドで推移すると仮定している。</p> <p>評価損計上の際に用いられる出荷予測数等については、化粧品市場におけるマーケットの変化や経済情勢の変化等を考慮して策定している。</p> <p>これらの仮定は不確実性の有無についての経営者による判断に影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、棚卸資産の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、棚卸資産の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 経営者による棚卸資産の評価に関する重要な虚偽表示リスクに対応する内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。これには、棚卸資産の品質期限を定めた規程への準拠に関する内部統制が含まれる。</p> <p>(2)見積りの合理性についての検討 棚卸資産の評価の前提となる、出荷予測数の合理性を評価するために、販売会社の在庫状況については、担当者への質問、基礎データの正確性を確かめた。</p> <p>出荷予測数については、過去3か年実績、回転期間等を利用し、過去の予測と実績との差異分析、生産及び出荷の趨勢分析を行った。更に、リニューアルを告知している旧製品については、追加の評価損の計上について確かめた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響について経営者と議論し、収束時期や収束後の市場動向に関する経営者の仮定を確かめた。</p>

繰延税金資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、令和4年3月31日現在、繰延税金資産を156,684千円計上しており、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に関連する開示を行っている。</p> <p>会社は、繰延税金資産の回収可能性を、将来の企業の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて判断し、繰延税金資産を計上している。上記課税所得見通しは、前事業年度に向こう数年間は新型コロナウイルスの影響は避けられず、新規販売員及び新規顧客の獲得に苦戦するといった同様の前提と具体的影響の想定に基づき、翌5年間の課税所得見通し合計額を見積もり、将来の売上利益計画を基礎とし、より保守的に算出している。</p> <p>これらの仮定は不確実性の有無についての経営者による判断に影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、繰延税金資産の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 経営者による繰延税金資産の回収可能性の評価に関する重要な虚偽表示リスクに対応する内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。これには、将来加算一時差異の解消及び将来の一時差異等加減算前課税所得の予測に関する内部統制が含まれる。</p> <p>(2)回収可能性の評価についての検討 経営者による将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる将来の売上利益計画をより保守的に算出した経営者の不確実性の評価を検討した。これらの検討にあたっては、取締役会及び経営会議の資料並びに議事録との整合性を検証するとともに、過年度の売上利益計画の達成度合いに基づく見積りの精度を確かめた。</p> <p>一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、その解消スケジュールを担当者への質問等により確かめた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響について経営者と議論し、収束時期や収束後の市場動向に関する経営者の仮定を確かめた。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイビー化粧品の令和4年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイビー化粧品が令和4年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。